

令和2年10月29日  
魚沼市総合計画審議会  
資料 No. 1

# 第二次魚沼市総合計画 後期基本計画 (素案)

令和2年10月

魚 沼 市



# 目次

第1部	総論	
第1章	後期基本計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の構成と期間	2
第4節	総人口の推移	3
第2章	基本構想の概要	8
第1節	まちづくりの基本理念	8
第2節	目標とする将来像	9
第3節	施策の大綱	10
第2部	後期基本計画	11
第1章	後期基本計画の重点施策	11
第1節	現状と課題	11
第2節	重点施策の位置付け	12
第3節	重点施策	13
第2章	分野別施策	18
第1節	生活基盤	18
第2節	環境衛生・自然	26
第3節	健康・福祉	36
第4節	産業	48
第5節	教育・文化	58
第6節	市民協働・自治体運営	70
第3部	SDGs	80
第4部	国土強靱化	92
第5部	資料編	
第1章	魚沼市の概況	
第2章	国土強靱化（災害、リスクシナリオ）	
第3章	策定経過	
第4章	魚沼市総合計画審議会 諮問	
第5章	魚沼市総合計画審議会 答申	

# 第 1 部 総 論

## 第 1 章 後期基本計画の策定にあたって

### 第 1 節 計画策定の趣旨

平成 28（2016）年に第二次魚沼市総合計画（以下、「総合計画」という。）がスタートし、10 年間でめざすべきまちの将来像を「人が集い、学び、支えあうまち 魚沼」と定め、まちづくりをすすめてきました。

総合計画では、基本構想、基本計画（前期・後期）及び実施計画から構成されており、前期基本計画の計画期間が令和 2（2020）年度をもって終了することから、引き続き市の将来像の実現を図るために、後期基本計画を策定するものです。

### 第 2 節 計画の位置付け

#### 1 市の最上位計画

総合計画は、市政運営の方向性を示す最上位計画として、具体的な政策や個別計画などの指針となります。

#### 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

後期基本計画においても、人口減少問題を最重要課題として位置付けていることから、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、一体として取組をすすめます。

#### 3 SDGs との関係

世界に目を向けると、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標（SDGs）」が採択され、国においても平成 28（2016）年 12 月に「SDGs 実施指針」を策定し取組を開始するとともに、地方自治体に対しても、その推進が求められています。

本市においても SDGs のゴールと市の目指す姿の関係性と取組の重要度・優先度を確認したうえで、関連する施策が相互に意識し、連携しながら取組をすすめます。

#### 4 国土強靱化地域計画との関係

災害時においても行政機能を維持すること並びに経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりは重要です。災害に負けないまちづくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」に基づく、「国土強靱化地域計画」として一体的な取組をすすめます。

### 第3節 計画の構成と期間

総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成しています。それぞれの構成と期間は以下のとおりです。

#### 1 基本構想

本市を取りまく現状や課題を体系的に整理しながら、市の将来像をかけた、目標とする将来像を実現するために必要な施策の基本的な方向を定めたもので、基本計画、実施計画及びその他の行政計画の指針となるものです。

#### 2 基本計画（前期・後期）

基本構想をうけて各施策の分野ごとに目標をかけた、重点的に推進する施策を示したものです。

後期基本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

#### 3 実施計画

基本計画にかかげた諸施策をもとに、主要なプロジェクトとして年次的な調整や財源との整合性を図りながら各施策を予算化し、事業を実施するための計画です。

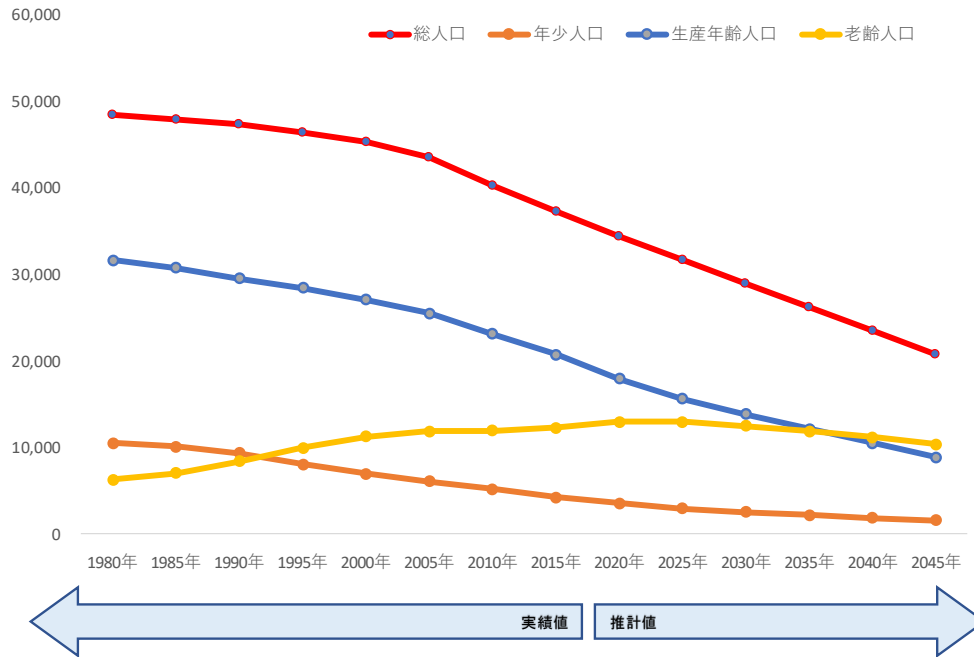
年 度		平成 28年度	29	30	令和 元年度	2	3	4	5	6	7	
総合 計画	基本構想	基本構想（10年間）										
	基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					
	実施計画	実施計画（3年間）										
		実施計画（3年間）		実施計画（3年間）			-----					実施計画（3年間）

※実施計画は、基本計画の期間に関わらず、3年間を基本として、毎年度ローリング（改訂）を実施しています。

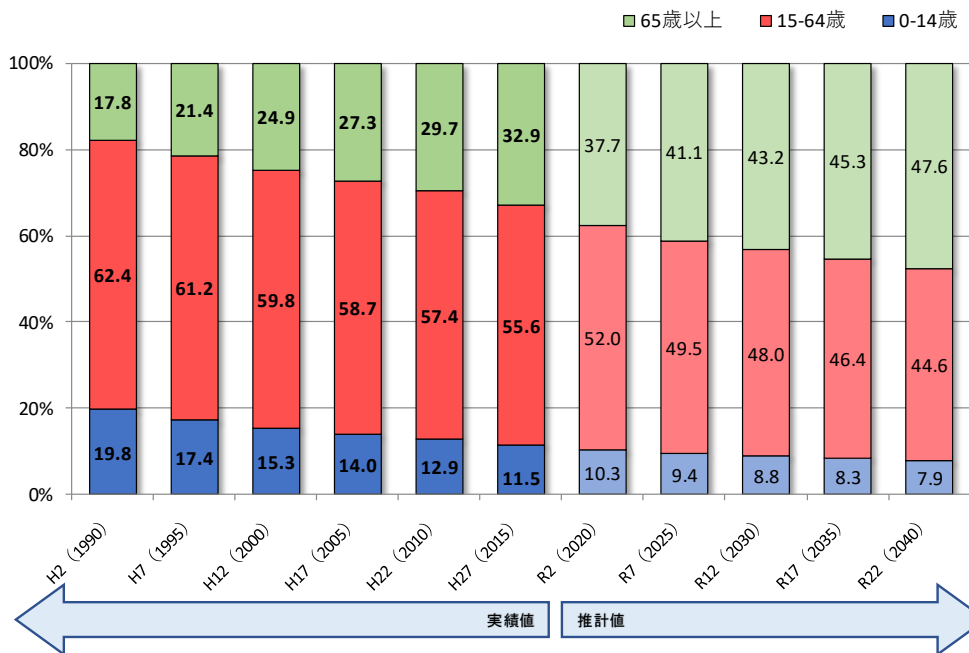
## 第4節 総人口の推移

本市の国勢調査の人口は、2010年（平成22年）に40,361人でしたが、年間600人前後で減少が続き、2015年（平成27年）には、37,352人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計では、2040年に本市の人口が23,600人まで減少すると見込まれています。

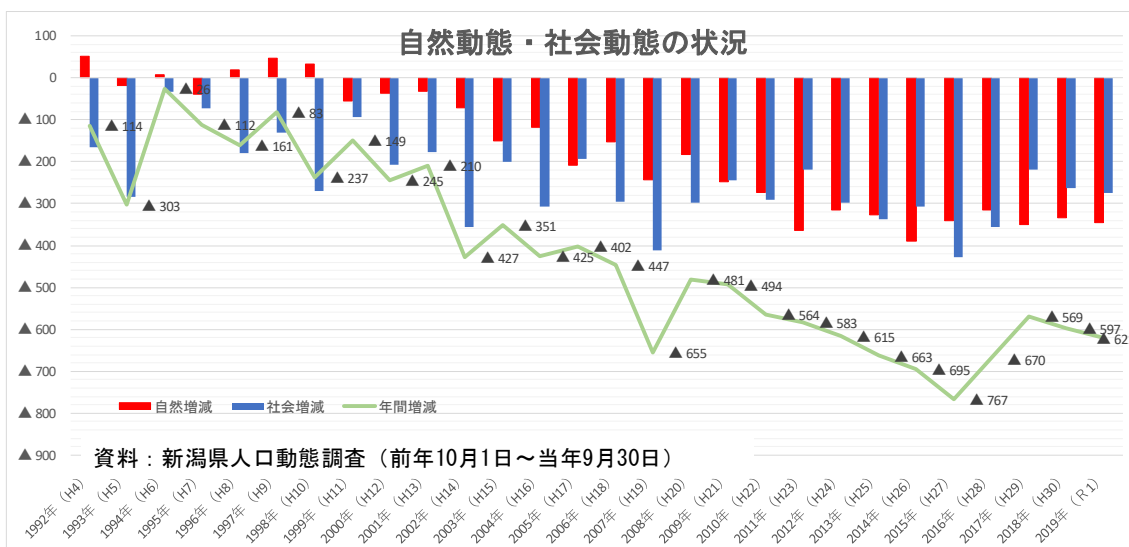


魚沼市の年齢別人口 (R2以降は2018.3社人研推計値)



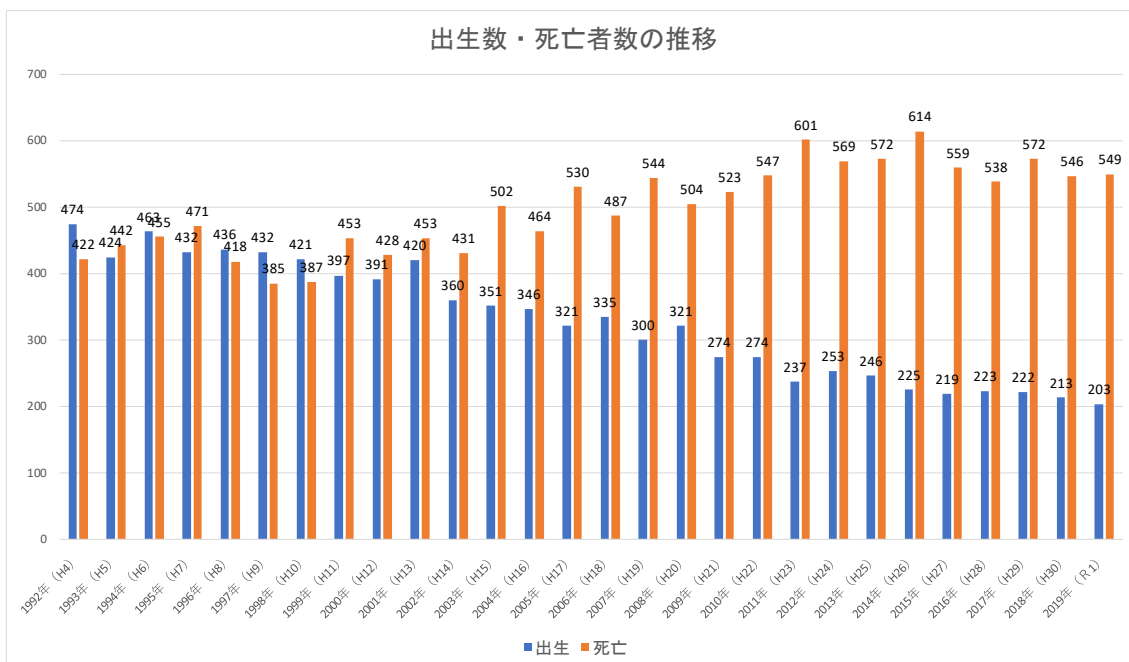
# 1 人口動態

本市の人口動態の現状は、1999年（平成11年）以降、自然動態、社会動態ともにマイナスに転じ、令和元年度末において、全体で655人の減（自然動態：△329人、社会動態△326人）となり、近年は600～650人のマイナスで推移しています。



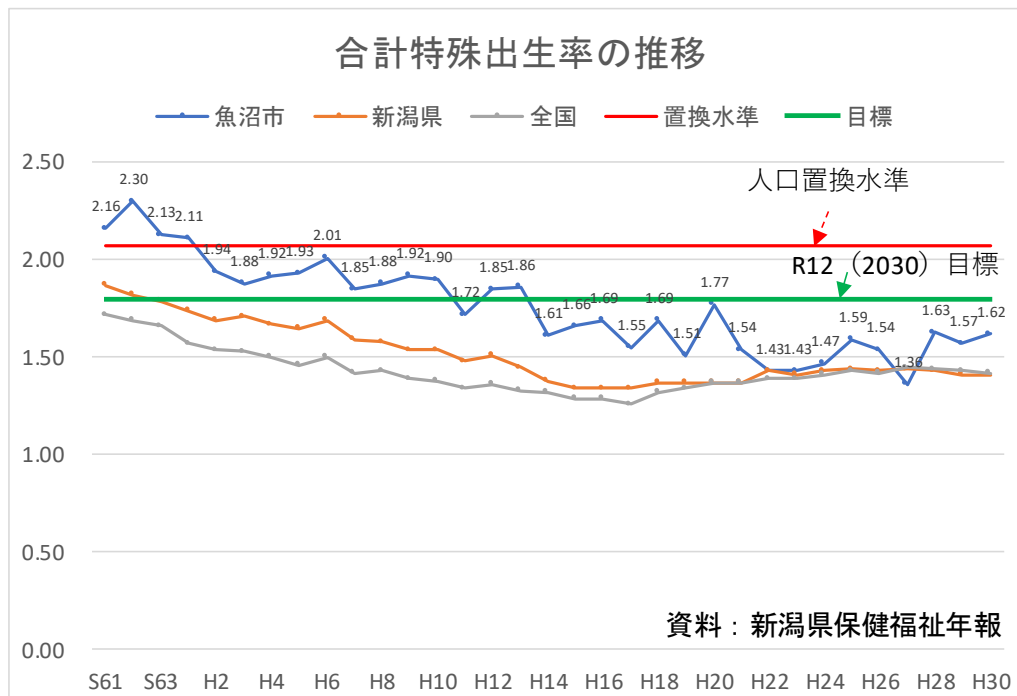
## (1) 自然動態の状況

特に、自然動態については、少子高齢化の影響で出生数の減少と死亡者数の増加により、加速度的に人口が減少し続けています。



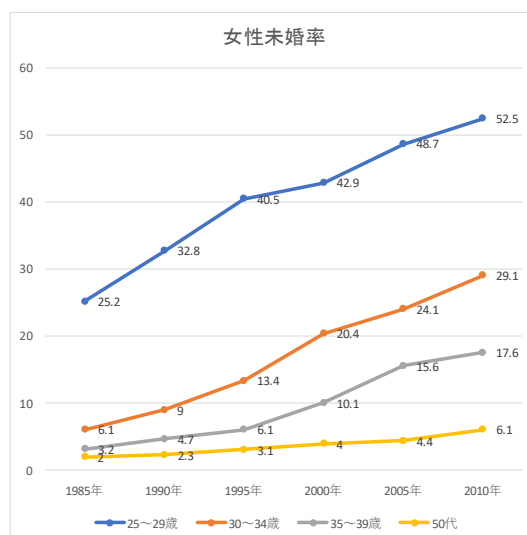
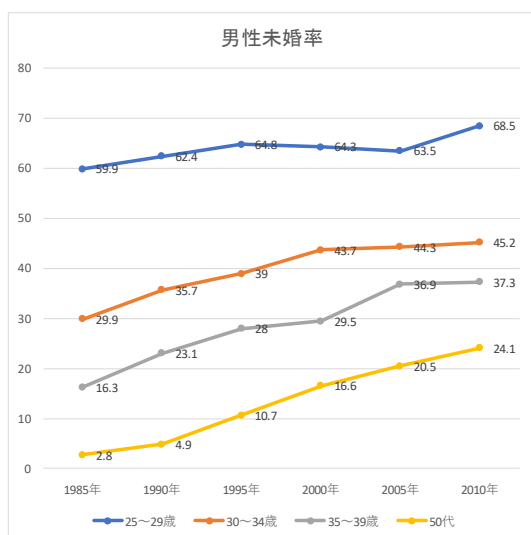
### ①出産の状況

本市の合計特殊出生率は、国・県の値を上回っていますが、出生数は年間220人前後となっています。



### ②結婚の状況

少子化の要因の一つとして、未婚者の増加があげられます。  
男女の未婚者数は、年齢を問わず年々増加傾向にあります。



資料：国勢調査



## (2) 社会動態の状況

### ①移動理由別

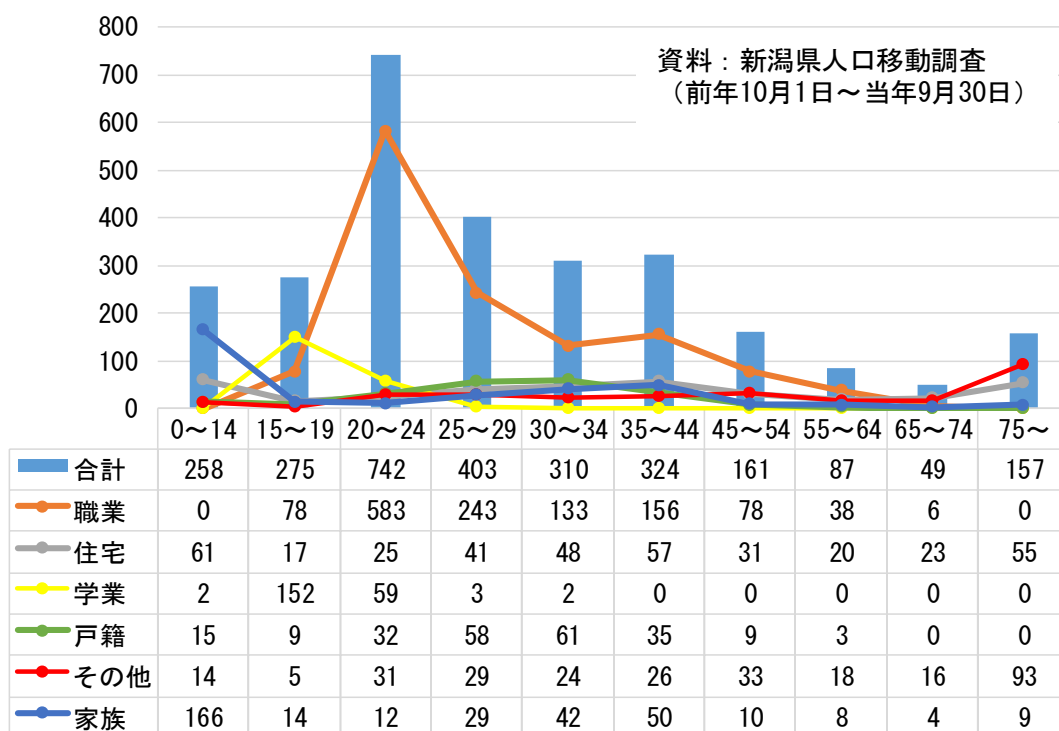
平成28年から平成30年の3年間の転出入を比較すると、20～30代で移動が多く、これは、就業・転勤による転出入が主な移動要因となっています。

特に20代前半では、職業による転出が著しく多くなっており、社会減の要因として最もウエイトを占めています。次いで15～19歳の「学業」による転出となっています。

#### 移動の理由

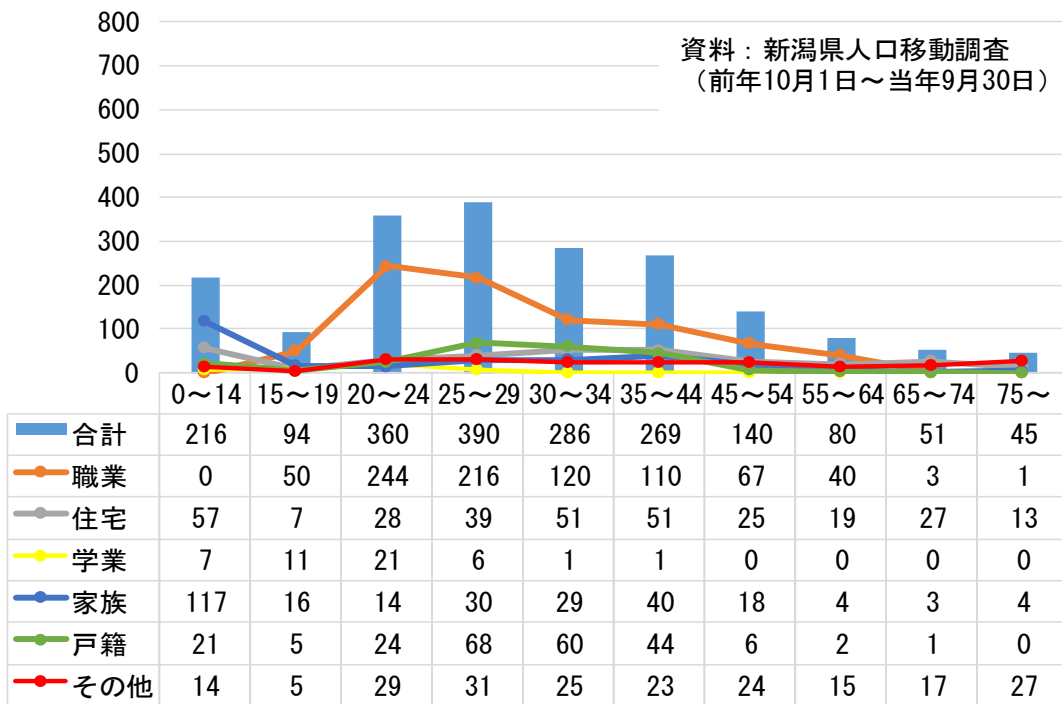
- 1 「職業」……就業、転勤、求職、転職、開業など職業関係及び出稼ぎ、出稼ぎ先からの帰郷による移動。
- 2 「住宅」……家屋の新築、公営住宅・借家への移転など住宅の都合による移動。
- 3 「学業」……就学、退学、転校など学業関係による移動。
- 4 「家族」……移動の直接の原因となった者に伴って移動する家族の移動。
- 5 「戸籍」……結婚、離婚、養子縁組、復縁など戸籍関係による移動。
- 6 「その他」…上記以外による移動及び不詳。

平成28～平成30年の転出者数（年齢階層別理由別）



平成28～平成30年の転入者数（年齢階層別理由別）

資料：新潟県人口移動調査  
（前年10月1日～当年9月30日）



## 2 現状と課題の整理

人口減少がこのまま推移すると、地域社会・経済の活力が失われ、市としての機能を維持していくことが困難になります。

特に、本市の人口減少に拍車をかけている要因が、生産年齢人口の流出です。これは、子どもを産む世代の減少につながり、更には、未婚化、晩婚化による出生率、出生数の低下が少子化を加速していきます。

以上のことから、本市の人口減少における課題は、①生産年齢人口の流出の抑制、②出生数の増加に集約されます。

## 第2章 基本構想の概要

### 第1節 まちづくりの基本理念

本市では、まちづくりに関する最上位の条例として、「まちづくり基本条例」を平成21年12月21日に制定しました。

第二次魚沼市総合計画において、この前文を、まちづくりの基本理念として掲げることとします。

私たちが愛する魚沼市は、越後三山に連なる山々にいだかれ、清らかな水と緑に育まれた美しいまちです。私たちはこの自然の恵みに感謝し、先人が築いた文化を敬い、ひとりひとりが元気に暮らせるまちを創るため、魚沼市の将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」に向かって、「心豊かに学びあうまち」「はたらく喜びにあふれたまち」「ささえあい助けあう楽しいまち」をめざします。

私たちは、市民の視点を生かした魅力あるまちを創るため、この条例に定めるまちづくりの基本原則を最大限尊重することとします。(魚沼市まちづくり基本条例前文)

## 第2節 目標とする将来像

「まちづくりの基本理念」では、魚沼市の将来像を「人と四季がかがやく雪のくに」としてしています。これは、平成16年の新市建設にあたり掲げた将来像であり、これからもずっと目標とするものです。

第二次総合計画の策定にあたっては、このうち「人がかがやく」に着目し、人がかがやくためにこれからの10年間でめざすべき「まち」を、将来像として次のとおり掲げることとします。

# 人が集い、学び、支えあうまち 魚沼

## 人が集うまち魚沼とは…

市民が、笑顔で暮らし、働くことができる環境を整え、誰もが豊かに住み続けることができるとともに、国内や世界から多くの人々が訪れ、交流によって賑わいがあふれるまちづくりをすすめます。

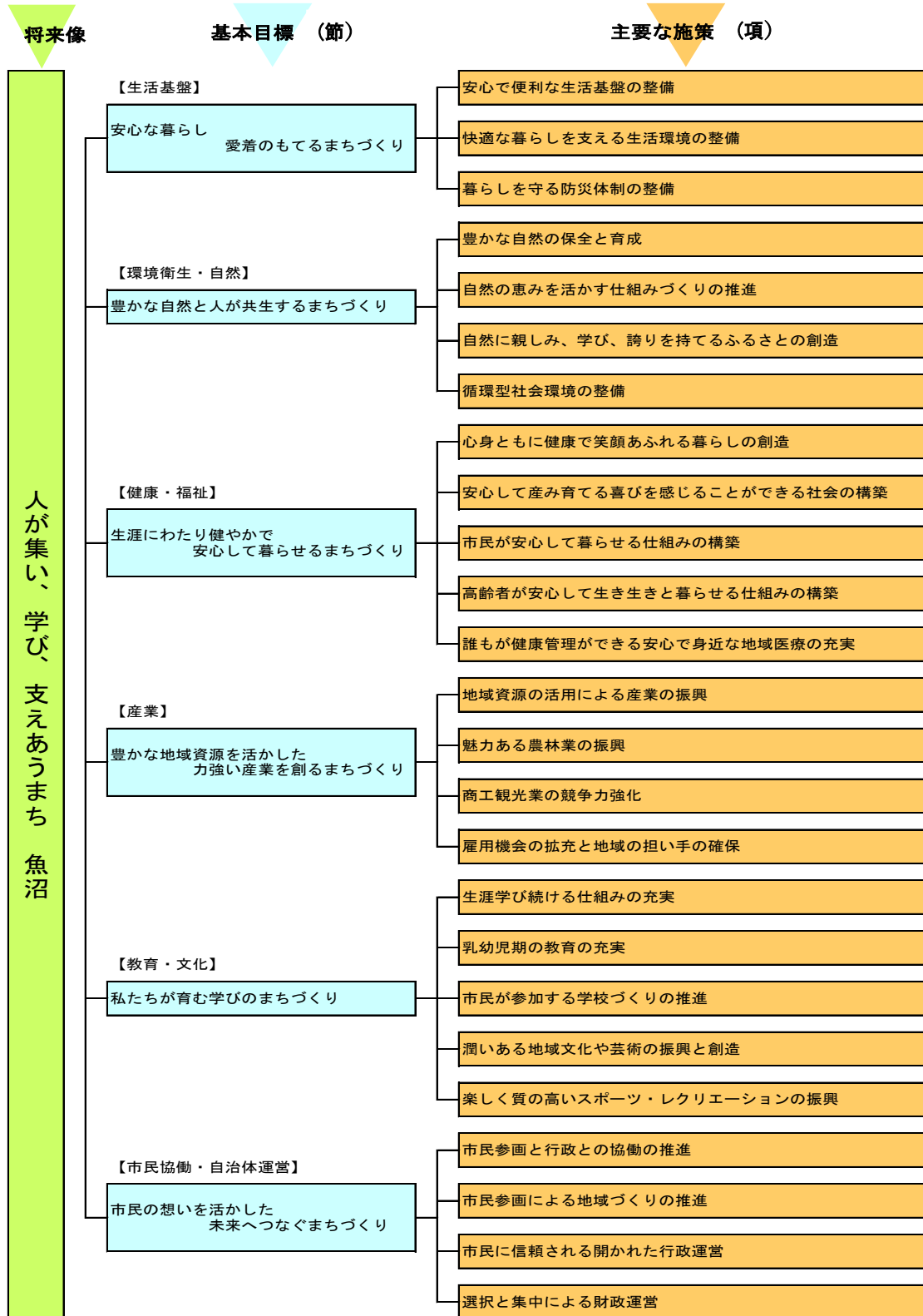
## 人が学ぶまち魚沼とは…

市民が、本市の豊かな自然の大切さ、脈々と受け継がれてきた文化・歴史、本市に対する愛着と誇りなどを学ぶことができる環境を整え、本市の将来を担う豊かな人財を輩出するとともに、守るべき地域資源を次世代に引き継いでいくまちづくりをすすめます。

## 人が支えあうまち魚沼とは…

市民が、絆を大切にし、地域コミュニティを育んでいくことができる環境を整え、人々がお互いに支えあい、子どもから高齢者までが生き生きと暮らし続けることができるとともに、市民、企業、行政などのパートナーシップによって、市民みんなが将来像を共有できるまちづくりをすすめます。

### 第3節 施策の大綱



## 第2部 後期基本計画

### 第1章 後期基本計画の重点施策

#### 第1節 現状と課題

日本の総人口は、2008年（平成20年）をピークに減少に転じ、本市のみならず少子高齢化・人口減少は、日本社会全体の問題となっています。

本市の国勢調査人口は、2015年（平成27年）時点で37,352人であり、2005年（平成17年）からの10年間で人口の14.2%にあたる約6,200人が減少し、依然として人口減少が続いています。

生産年齢人口の減少や若い世代の都市部への流出は、地域全体の活力低下をもたらすだけでなく、地域社会の維持が困難になるなど、市民生活に広く影響を及ぼすことが懸念されます。地域を担う若い世代が安心して働けるための「安定した就業の場」及び「学び・仲間づくりの場」の確保が課題となっています。

加えて、近年多発する豪雨災害など想定を超える大規模自然災害から、市民の生命・財産を守るのみならず、経済社会活動を持続的に営むことができる地域づくりをしていかなければなりません。

地域で育つ若い世代が、魚沼市で夢の実現が叶う魅力ある地域づくり、そして魚沼市民が元気で生きがいをもって安心して暮らし、愛着と誇りをもてるまちづくりを市民と行政が一体となって取り組んで行く必要があります。

#### 第2節 重点施策の位置付け

第二次魚沼市総合計画後期基本計画では、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化に対応できる地域づくりを目指し、住民生活が将来にわたり持続可能で安心・安全な暮らしを実現するために、行政資源を集中して重点的に取り組んで行く必要があります。

本計画における重点施策は、「人口減少問題対策」「地域経済の活性化」「健康・福祉の充実」「教育の充実」「安心・安全な地域づくり」の5つで構成し、政策分野を横断して、後期基本計画期間で特に重点的に取り組むべき施策について「後期基本計画の重点施策」と位置付け、積極的に推進します。

また、本計画は、人口減少問題を最重要課題としていることから、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に効果の高い施策を総合的に実施していきます。

なお、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）は、本計画の成果指標をもって設定します。

# 後期基本計画の重点施策

## 第1項 人口減少問題対策

- (1) 結婚・出産・子育ての支援
- (2) 雇用の創出、就業の場の確保
- (3) 地域づくりの活性化

## 第2項 地域経済の活性化

- (1) 地域資源の活用
- (2) 力強い地域産業づくり

## 第3項 健康・福祉の充実

- (1) 心身ともに健康で暮らせるまちづくり
- (2) 安心して生き生きと暮らせるまちづくり

## 第4項 教育の充実

- (1) 誰もが学び、交流する場所づくり
- (2) 社会情勢に応じた教育環境づくり

## 第5項 安全・安心な地域づくり

- (1) 雪や災害に強いまちづくり
- (2) 安全で暮らしやすいまちづくり

## 第1項 人口減少問題対策

### (1) 結婚・出産・子育ての支援

分野	主要な施策	主な取組
健康・福祉	安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築 (3-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未婚化・晩婚化対策の推進</li> <li>・安心して出産できる環境整備</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・仕事と生活の調和の実現に向けた対策の推進</li> </ul>
教育・文化	乳幼児期の教育の充実 (5-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点における事業内容の充実と包括的な子育て相談・支援体制の強化</li> </ul>

### (2) 雇用の創出、就業の場の確保

分野	主要な施策	主な取組
産業	雇用機会の充実と地域の担い手の確保 (4-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の経済的安定のための支援</li> <li>・若者の雇用環境の整備</li> <li>・若者の居住環境の整備</li> <li>・市民がだれでも活躍できる職場環境の充実と就業促進</li> <li>・U・Iターン者の支援</li> <li>・キャリア教育の推進</li> </ul>

### (3) 地域づくりの活性化

分野	主要な施策	主な取組
市民協働・自治体運営	市民参画と行政との協働の推進 (6-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発のための取組</li> <li>・男女共同参画の推進</li> <li>・人材の育成支援</li> </ul>
	市民参画による地域づくりの推進 (6-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の日常生活機能の維持・確保</li> <li>・地域コミュニティの活性化と暮らしの安全・安心の確保</li> </ul>



## 第2項 地域経済の活性化

### (1) 地域資源の活用

分野	主要な施策	主な取組
環境衛生・自然	自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進 (2-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した多様な体験型交流の拡大</li> <li>・関係人口の継続性確保の仕組みづくり</li> </ul>
産業	地域資源の活用による産業の振興 (4-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚沼のブランド力の向上と販売力の強化</li> <li>・新商品の開発及び販路拡大</li> </ul>

### (2) 力強い地域産業づくり

分野	主要な施策	主な取組
産業	魅力ある農林業の振興 (4-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業の魅力ある成長産業化</li> <li>・地産地消型の生産・消費システムの構築</li> <li>・持続可能で力強い農業経営の構築</li> </ul>
	商工観光業の競争力強化 (4-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業の競争力の強化と企業誘致の推進</li> <li>・外国人旅行者の誘客展開</li> <li>・経済循環の仕組みづくり</li> <li>・産学官の連携の推進</li> </ul>

## 第3項 健康・福祉の充実

### (1) 心身ともに健康で暮らせるまちづくり

分野	主要な施策	主な取組
健康・福祉	心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造 (3-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の予防に関する知識の普及と早期対策</li> <li>・小中学校、地域等と連携した健康づくり教育の推進</li> <li>・ゲートキーパーの育成・支援</li> </ul>
教育・文化	楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興 (5-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動習慣の定着を図り、健康増進へ結びつける支援</li> </ul>

## (2) 安心して生き生きと暮らせるまちづくり

分野	主要な施策	主な取組
健康・福祉	高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築 (3-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康寿命の延伸化対策の推進</li> <li>・シニア世代の地域活動参加の促進</li> </ul>

## 第4項 教育の充実

### (1) 誰もが学び、交流する場所づくり

分野	主要な施策	主な取組
環境衛生・自然	自然に親しみ、学び、誇りを持つふるさとの創造 (2-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全調査</li> <li>・尾瀬国立公園での自然環境学習</li> </ul>
教育・文化	生涯学び続ける仕組みの充実 (5-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講演会の実施</li> <li>・地区公民館講座の実施</li> </ul>
	乳幼児期の教育の充実 (5-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルの活動支援</li> <li>・PTA・保護者会の活動支援</li> </ul>
	市民が参加する学校づくりの推進 (5-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会で活躍できる子どもの育成</li> <li>・ふるさと教育の推進</li> </ul>
	潤いのある地域文化や芸術の振興と創造 (5-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・芸術団体への支援</li> <li>・伝統芸能の育成支援</li> </ul>
	楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興 (5-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツイベントの開催、支援</li> <li>・児童生徒の体育活動の支援</li> </ul>

### (2) 社会情勢に応じた教育環境づくり

分野	主要な施策	主な取組
産業	雇用機会の充実と地域の担い手の確保 (再掲) (4-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民がだれでも活躍できる職場環境の充実と就業促進</li> </ul>
教育・文化	市民が参加する学校づくりの推進 (再掲) (5-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の推進</li> <li>・ICT等を活用した情報教育の推進</li> </ul>

## 第5項 安全・安心な地域づくり

### (1) 雪や災害に強いまちづくり

分野	主要な施策	主な取組
生活基盤	安心で便利な生活基盤の整備 (1-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路網の整備</li> <li>・道路機能の維持向上</li> <li>・ガス・上下水道施設の維持向上</li> </ul>
	快適な暮らしを支える生活環境の整備 (1-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通網の利便性の向上</li> <li>・住宅の克雪化、耐震化等の支援</li> </ul>
	暮らしを守る防災体制の整備 (1-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会の活動の支援</li> <li>・避難訓練の実施による自助・共助の啓発活動</li> </ul>

### (2) 安全で暮らしやすいまちづくり

分野	主要な施策	主な取組
生活基盤	安心で便利な生活基盤の整備 (1-1)	・コンパクトなまちづくりの推進
	快適な暮らしを支える生活環境の整備 (1-2)	・地域拠点の形成と地域公共交通の活性化
環境衛生・自然	循環型社会環境の整備 (2-4)	・再生可能エネルギーの普及促進

※緑字は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」



## 第2章 分野別施策

### 第1節 生活基盤

#### ◆基本目標 安心な暮らし 愛着のもてるまちづくり

快適な生活環境と雪や災害に強い体制を構築し、今もこれからも愛着をもって暮らせるまちづくりをすすめます。

#### ◆主要な施策

##### 第1項 安心で便利な生活基盤の整備

人々の暮らしや交流、産業を支えるため、雪に強く人にやさしい道路網の整備と道路機能の維持向上に努めます。

暮らしに不可欠なライフラインの維持向上に努めます。

##### 第2項 快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民の足となる公共交通の持続可能な仕組みづくり、情報通信基盤の整備と活用を民間、地域とともにすすめます。

快適な住環境を実現するため、一般住宅の克雪や耐震化、空き家の適正な管理の周知と有効活用、公営住宅の適正な維持管理と再編をすすめます。

##### 第3項 暮らしを守る防災体制の整備

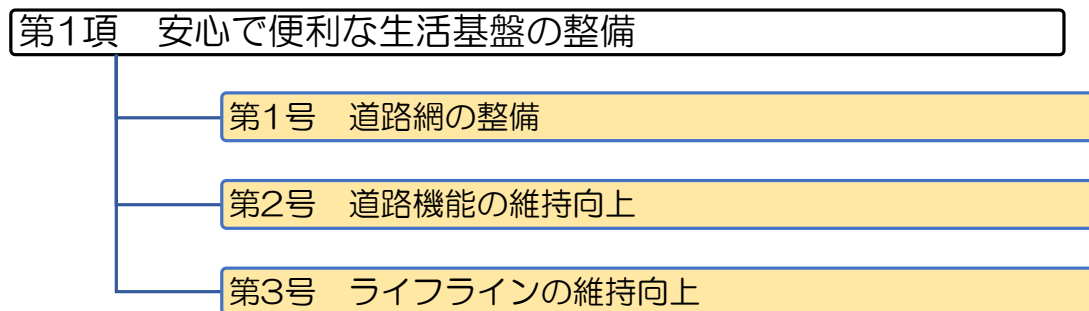
市民が安全で安心して暮らせるように、自助・共助・公助を担う仕組みの充実、それを支える支援体制と基盤の強化に取り組みます。

## 第1項 安心で便利な生活基盤の整備

人々の暮らしや交流、産業を支えるため、雪に強く人にやさしい道路網の整備と道路機能の維持向上に努めます。

暮らしに不可欠なライフラインの維持向上に努めます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

道路は、市民生活や地域経済に欠かすことのできないインフラ施設であり、道路利用者の安全・安心を確保し、かつ利便性の高い交通網の整備が求められています。

交通網は、豪雨・豪雪などによる大規模災害発生時に避難や消防・救急などの緊急車両の通行に支障をきたすことなく、円滑な移動の確保が求められており、道路機能の維持向上、橋梁長寿命化、幹線道路の複線化など道路ネットワークの構築をすすめるとともに、すべての人が安全に移動できる人優先の歩行空間を確保する必要があります。

冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、除雪機械の更新及び消雪パイプをはじめとした消融雪施設の更新を計画的にすすめていく必要があります。また、道路機械除雪オペレーターの高齢化による担い手不足や技術・技能の伝承など除雪体制の維持に課題があります。

ガス・上下水道は、人口減少による料金収入の減少と施設の老朽化が同時に進行しており、将来にわたり経営を持続させる対策が重要になるとともに、快適な生活環境を維持するために、安全・安心な供給体制を引き続き確保する必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 道路網の整備（1-1-1）

地域発展や産業の振興を図るため、道路利用者の安全・安心を確保し、かつ利便性の高い交通ネットワークの強化に努めるとともに、災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通ネットワークの形成を効果的にすすめます。

### 2. 道路機能の維持向上（1-1-2）

地域の実情に即した道路の機能向上、高齢者や障害のある人が安全に移動できる生活道路を整備するため、ユニバーサルデザイン化を促進します。

施設の状態や維持管理コストを踏まえたうえで、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新をすすめます。

また、冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、効率的な除雪体制の確立及び消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努めます。

### 3. ライフラインの維持向上（1-1-3）

ガス・上下水道は、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新投資の増大などにより、経営環境が厳しくなることを踏まえ、施設の統廃合による効率化を図り、将来を見据えた持続可能な事業運営を目指します。

また、快適な生活環境を維持するために、自然災害に対して強い管路等の耐震化をすすめ、安全・安心な供給体制の維持向上を図ります。

## ○達成の目標

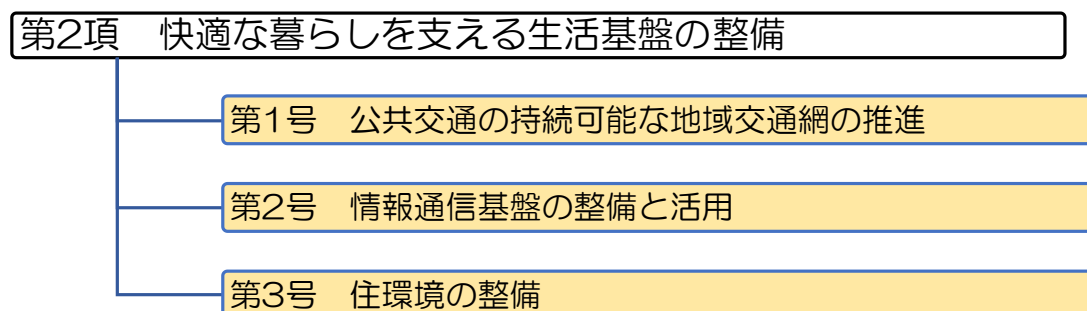
施策名	項目	現状値	目標値
道路網の整備	道路の整備延長	4,017m (H28～R1 累計)	L=7,500m (R3～7 累計)
道路網の整備	道路整備に対する満足度	59.6% (R1 調査)	65%
道路機能の維持向上	歩道整備延長	3,384m (H28～R1 累計)	L=3,000m (R3～7 累計)
道路機能の維持向上	バリアフリー化に対する満足度	41.0% (R1 調査)	50%
ライフラインの維持向上	下水道施設の統合	18 か所	17 か所
ライフラインの維持向上	水道管の耐震化率	13.2% (R2 現在)	16%

## 第2項 快適な暮らしを支える生活基盤の整備

市民の足となる公共交通の持続可能な仕組みづくり、情報通信基盤の整備と活用を民間、地域とともにすすめます。

快適な住環境を実現するため、一般住宅の克雪や耐震化、空き家の適正な管理の周知と有効活用、公営住宅の適正な維持管理と再編をすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

地域公共交通は、モータリゼーションや少子高齢化社会等の進展により、利用者数が減少しており、持続可能な仕組みづくりが課題となっています。人の移動がもたらす多面的な効果を見据え、計画的なまちづくりや健康、福祉、医療、観光分野等との連携した利用促進を図る必要があります。また、高齢者等が安心して暮らせる生活環境を整備するため、利用しやすい地域公共交通網の構築をすすめる必要があります。

情報通信技術の活用については、近年急速にスマートフォンとパソコンを保有している世帯が増加したため、これらを用いて豊富なデータの活用により、社会課題の解決や利便性・生産性の向上につなげていく必要があります。

住宅環境については、一般住宅の克雪・耐震化の支援に引き続き取り組み、他の事業との連携や利用しやすい制度となるようすすめていく必要があります。また、社会問題となっている空き家の増加を解消する取組が必要となっています。

公営住宅は老朽化している住宅が多数あり、各住宅の実情や入居者のニーズに応じた住宅の整備をしていく必要があります。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 公共交通の持続可能な地域交通網の推進（1-2-1）

基幹的な公共交通軸である乗合バスと、拠点と周辺生活圏を連絡する乗合タクシー及びコミュニティバスの運行支援等によって地域交通網を維持し、高齢者をはじめとした日常生活に必要な移動手段の確保を図ります。

### 2. 情報通信基盤の整備と活用（1-2-2）

情報通信基盤においては、市内どこでも情報が早く的確に伝わることをめざすとともに、地域に密着した情報を発信できる環境整備及び公共施設や商業施設、観光施設等への公衆無線LANの設置をすすめ、また、情報通信技術を積極的に活用することで関係人口を増やし、利便性の高い地域の実現を図ります。

### 3. 住環境の整備（1-2-3）

屋根雪除雪の安全対策や一般住宅の克雪化、耐震化などをすすめるほか、法令に基づき空き家対策として所有者等に解体・撤去を含めた適正な管理を促すとともに、空き家バンクなどを通じて有効活用を図ります。

また、公営住宅については、計画的な改修による長寿命化を図るとともに、民間活力も視野に入れながら利便性の高い市街地周辺に住民ニーズに対応した再編整備をすすめます。

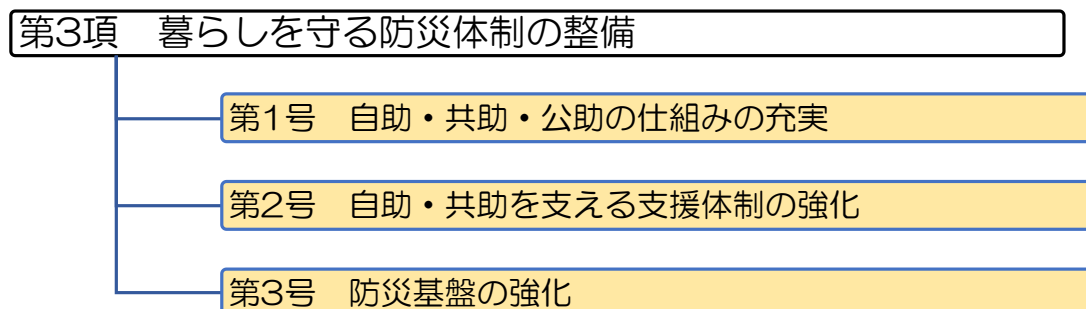
## ○達成の目標

施策名	項目	現状値	目標値
公共交通の持続可能な交通網の整備	住民1人あたりの乗合タクシー等利用者数	0.81回/人 (R1実績)	0.81回/人 以上
情報通信基盤の整備と活用	コミュニティFM放送聴取可能世帯の割合	98.0%	100%
情報通信基盤の整備と活用	メール配信登録者数	7,297人 (H28～R1累計)	15,000人 (R3～7累計)
情報通信基盤の整備と活用	公衆無線LAN設置支援件数	—	15件 (R3～7累計)
住環境の整備	克雪住宅支援件数	—	200件 (R3～7累計)
住環境の整備	空き家バンクの登録件数	21件 (H28～R1累計)	40件 (R3～7累計)

## 第3項 暮らしを守る防災体制の整備

市民が安全で安心して暮らせるように、自助・共助・公助を担う仕組みの充実、それを支える支援体制と基盤の強化に取り組みます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

近年、各地で大規模な気象災害が発生しておりますが、集中豪雨・豪雪など災害から自らの身を守るには、行政による防災・減災のハード事業のみならず、市民一人ひとりが自らの身は自らが守り、お互いに助け合いながら、積極的に役割を見出して、地域全体で命を守ることができる体制の整備が必要です。

そのためには「魚沼市地域防災計画」に基づき、地域の防災士と連携しながら、市民の防災に関する知識の普及と啓発を行う必要があります。

災害時には、正確かつ迅速な防災情報の収集と情報発信が重要であるため、関係機関との連携のあり方を確認し、正確に市民へ伝える必要があります。

また、県内にある原子力発電所で災害が起きた場合の対応についても整理し、避難方法等を市民に周知する必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 自助・共助・公助の仕組みづくり（1-3-1）

家庭・学校・職場などで自らがその生命や財産を守り（自助）、地域や企業が助け合い（共助）、市・消防本部・消防団・警察などによる応急・復旧対策活動（公助）の役割を明確にし、連携の仕組みを充実して災害対応を円滑にします。

なお、消防団は、公助と共助の両方の側面があり、指揮統制で活動する実働部隊であると同時に、公助と共助や自助との「つなぎ役」、住民に対する「情報伝達者」であることから、役割の明確化を図ります。

加えて、災害発生時に備えて適切な公的備蓄と感染症等を考慮した避難所運営を行うとともに、災害時の食料・物資の供給、避難所利用などに関する協定の締結を行い、緊急時の体制を整備します。

### 2. 自助・共助を支える支援体制の強化（1-3-2）

家庭・学校・職場などでの災害への備え、危険個所、避難場所や経路などの情報を提供するとともに、自らを守る防災意識の向上や防災教育の充実を図ります。

また、自主防災会や防災士の育成・支援をすすめ、地域防災力の底上げを図るとともに、避難行動要支援者名簿や災害情報の共有を図るなど、地域や職場を守る災害対応を支援します。

### 3. 防災基盤の強化（1-3-3）

市の防災体制、消防本部、消防団の充実を図るとともに、関係機関との協力関係を強化します。

また、災害・防災情報の確実な伝達を図るため、防災行政無線等の充実を図るとともに、国県と連携し、自然災害の減災対策のための施設整備を促進します。

## ○達成の目標

施策名	項目	現状値	目標値
自助・共助・公助の仕組みの充実	自主防災組織の加入率	94% (R1 実績)	100%
自助・共助・公助の仕組みの充実	防災連携協定の締結数	37 団体 (H28～R1 累計)	50 団体 (R3～7 累計)
自助・共助・公助の仕組みの充実	消防団協力事業所の数	13 団体 (H28～R1 累計)	18 団体 (R3～7 累計)
自助・共助を支える支援体制の強化	防災士の市内登録地区数	80 地区 (H28～R1 累計)	105 地区 (R3～7 累計)
防災基盤の強化	消防団員数	879 人 (R1 末)	1,000 人 (R3～7 累計)



## 第2節 環境衛生・自然

### ◆基本目標 豊かな自然と人が共生するまちづくり

美しい魚沼の四季、これを織りなす雄大な自然を守り、活かし、親しみながら共生し、魅力あふれるまちづくりをすすめます。

### ◆主要な施策

#### 第1項 豊かな自然の保全と育成

豊かな自然が織りなす美しい四季の姿や原風景は、先人たちが守り続けてきたかけがえのない財産です。美しい山々の風景、森林や里地・里山、水辺の環境を守り育て、大切な財産として後世まで引き継いでいきます。

#### 第2項 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

魚沼の豊かな森林や水、雪などの自然資源の利用をすすめます。

また、美しい山河や里山、田園などの自然を活かし、交流人口の増加など地域の活性化につなげます。

#### 第3項 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

自然とふれあい、ふるさとの価値や良さを知り、誇りを持てるよう、子どもから大人までみんなで取り組む環境教育・学習の充実や啓発活動により、環境意識の高揚を図ります。

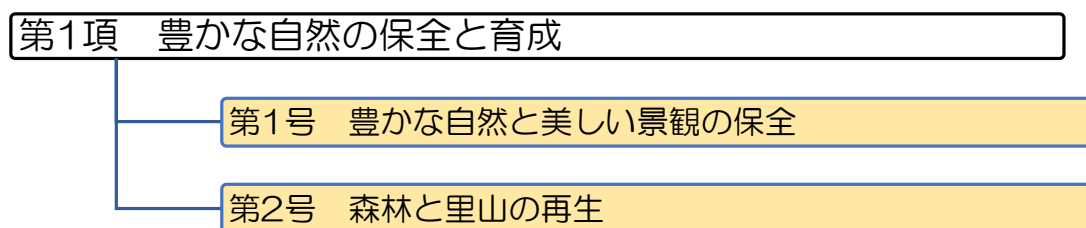
#### 第4項 循環型社会環境の整備

環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会をめざし、地球温暖化の防止やごみの減量化及び再資源化をすすめ、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用を推進します。

## 第1項 豊かな自然の保全と育成

豊かな自然が織りなす美しい四季の姿や原風景は、先人たちが守り続けてきたかけがえのない財産です。美しい山々の風景、森林や里地・里山、水辺の環境を守り育て、大切な財産として後世まで引き継いでいきます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

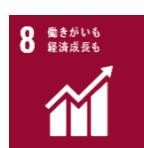
豊かな自然は本市の財産であり、人々はその恵みを受けながら自然と共存しています。これらを未来の世代へ引き継ぐため、市民一人ひとりの環境意識の醸成や環境保全への取り組みをすすめるとともに、より人と自然が共生する仕組みづくりが必要です。

市民の森林・里山への関わりが薄れ、その手入れがされず、荒廃が進んでいることから、森林が有する二酸化炭素吸収や水源かん養機能、土砂災害防止や生物多様性保全機能など多面的な機能を回復させる必要があります。

生活に安らぎと潤いをもたらす豊かな自然を未来へ引き継ぐため、野生鳥獣の適切な保護・管理など生態系を保全しつつ、人と自然が共生できる健全な森林づくりを推進していく必要があります。

一方でツキノワグマやニホンザルが住宅地付近に出没し、人や農作物に被害が生じています。多様な動植物との共存に配慮しつつ、人身被害等防止に向けた有害鳥獣の出没抑制対策をすすめる必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 豊かな自然と美しい景観の保全（2-1-1）

やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次代へつなぐため、環境意識の啓発を図り、市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高めるとともに、市民や関係団体と協働して、貴重・希少な動植物の保護に努めます。

### 2. 森林と里山の再生（2-1-2）

森林や里山の持つさまざまな機能を活かすための啓発活動、森林体験学習などの推進を図り、市民一人ひとりの森林保全に対する意識を高めます。

また、森林が循環する「植える・育てる・活用する」の推進を図り、森林の有する多面的機能を保持する健全な森林づくりをすすめます。

## ○達成の目標

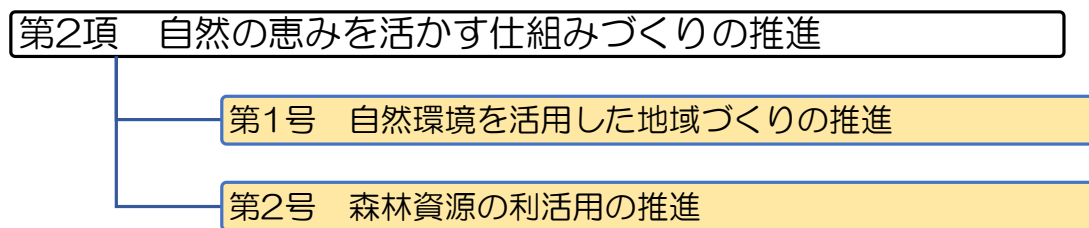
施策名	項目	現状値	目標値
豊かな自然と美しい景観の保全	自然環境保全地域の指定数	3箇所 (R1末)	5箇所 (R3~7累計)
豊かな自然と美しい景観の保全	豊かな自然の保全と育成の満足度	39.3% (R1調査)	50%以上
森林と里山の再生	森林整備面積	723ha (R1末)	960ha
森林と里山の再生	自然環境活動団体数	13団体 (R1末)	15団体 (R3~7累計)

## 第2項 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

魚沼の豊かな森林や水、雪などの自然資源の利用をすすめます。

また、美しい山河や里山、田園などの自然を活かし、交流人口の増加など地域の活性化につなげます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

当市の土地面積の内、約 83%が森林面積であり、豊富な自然環境を観光資源として活用し、地域の持続的な発展に活かすとともに、適切な森林整備の実施が課題となっています。

豊かな森林資源の活用をさらに推進し、木材を利用した新たな事業展開へつなげていく必要があります。

産業の視点からは、これまでの自然を活かした交流人口の増加目的に加え、グリーンツーリズム、アグリツーリズム及びフォレストツーリズムの視点を取り入れ、魚沼の豊かな「自然・景観」、「食」、「文化」を体験できる内容の充実を図ることが必要です。

また、体験型観光の拡大に向け、都市部の小中学生を招致し、将来にわたり交流関係が継続できるように、尾瀬や田植え等を通じた体験学習の充実を図るとともに、誘致活動・受入体制の強化を図る必要があります。そして、交流人口や関係人口を増やし、外貨獲得も視野に入れた地域活性化に向けて、事業者等の受入体制の支援を強化する必要があります。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 自然環境を活用した地域づくりの推進（2-2-1）

四季折々の美しく豊かな自然を活かした地域の魅力を発信し、四季を通じた体験型観光や友好都市等との交流事業の取組をすすめることにより、自然の魅力を伝え、魚沼市から行く尾瀬や雪国体験など、自然の恵みを活かした観光誘客に取り組み、市民や関係団体と協働で地域の活性化を図ります。

### 2. 森林資源の利活用の推進（2-2-2）

森林や里山づくりにより産出されるさまざまな森林資源の地産地消を推進するとともに、新たな利活用の取り組みを図り、地域の活性化をめざします。

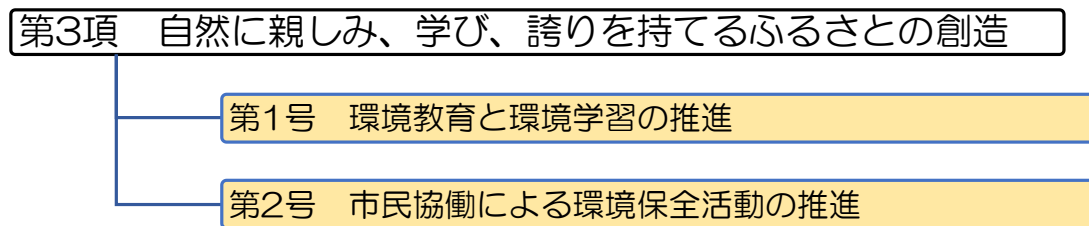
## ○達成の目標

施策名	項目	現状値	目標値
自然資源を活用した地域づくりの推進	自然を活用した交流事業の参加者数	9,388人/年 (R1実績)	9,500人/年
自然資源を活用した地域づくりの推進	ふるさと広場利用者数	2,980人/年 (R1実績)	3,500人/年
自然資源を活用した地域づくりの推進	観光客の入込数	1,505,310人/年 (R1実績)	1,650,000人/年
森林資源の利活用の推進	森林資源の利用量	2,761t (R1実績)	3,800t (R3~7累計)

## 第3項 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

自然とふれあい、ふるさとの価値や良さを知り、誇りを持てるよう、子どもから大人までみんなで取り組む環境教育・学習の充実や啓発活動により、環境意識の高揚を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

地域資源である「雪」は、豊富な水源となり、農作物を中心とした豊かな恵みをもたらす一方、豪雪による災害により市民の生活に大きく影響を及ぼします。「雪」がもたらす恩恵と脅威を理解し、文化として伝えていくことが大切です。

自然体験活動や環境保全活動などを通じて自らの地域を再認識し、市内の環境活動団体などの協力を得て、地域の魅力を情報発信していく必要があります。また、自然環境の保全をすすめるとともに、自然について学び、体験し、地域の自然や歴史・文化を観光誘客に取り入れるエコツーリズム及び農村活性化のためのグリーンツーリズムに展開していく必要もあります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 環境教育と環境学習の推進（2-3-1）

市民が自然に触れ合い、ふるさとの価値や良さを知り、環境を大切にする心を育むために、豊かな自然やささまざまな地域資源を活用した環境教育を推進します。

また、わかりやすく参加しやすい学習機会を提供し、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

### 2. 市民協働による環境保全活動の推進（2-3-2）

市民や関係団体の環境保全活動の活性化と拡大を図るため、環境に関するさまざまな情報を提供するなど啓発活動を行うとともに、その担い手となる人財や団体などの育成をすすめます。

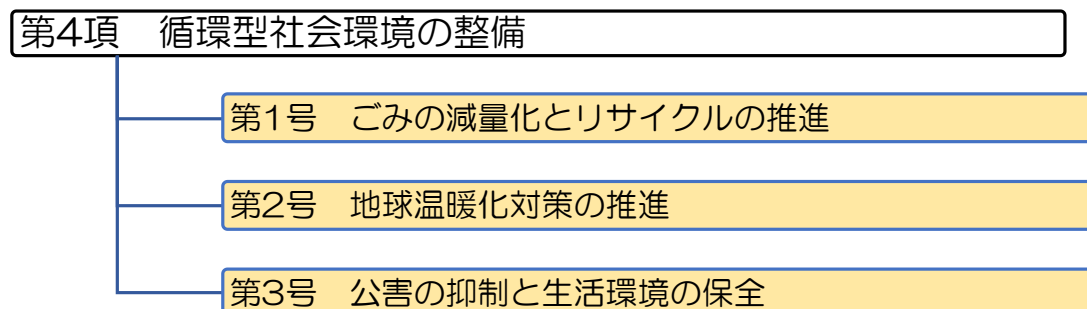
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
環境教育と環境学習の推進	環境学習講座等の参加者数	2,609人/年 (R1実績)	3,000人/年
市民協働による環境保全活動の推進	自然環境活動団体数	13団体 (R1末)	15団体 (R3~7累計)

## 第4項 循環型社会環境の整備

環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会をめざし、地球温暖化の防止やごみの減量化及び再資源化をすすめ、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用を推進します。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

市民一人当たりのごみの排出量は、横ばい傾向です。

また、事業系ごみの減量化が進んでいない背景もあり、市民向けのごみの減量化だけでなく、事業者向けへの減量化に向けた取り組みが必要です。

ごみ処理施設は、二市一町（魚沼市・南魚沼市・湯沢町）が共同により、コストを抑えた効率的な施設を建設する方針としていますが、建設予定地の確保が課題となっています。

市民と事業者、行政が協働して、できるだけごみを出さない生活スタイルや事業スタイルに取り組みつつ、3R（廃棄物の「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」）の取組の啓発活動を行い、循環型社会の構築を推進していく必要があります。

自然エネルギーの利活用については、国際的に気運の高まりがある地球環境問題に配慮しつつ、脱炭素社会に向け、低炭素を実現する雪冷熱や木質バイオマスなど、雪国ならではの水・雪資源や豊かな森林資源の利活用を促進する必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. ごみの減量化とリサイクルの推進（2-4-1）

家庭や事業所からのごみの発生や排出を抑制し、限りある資源を有効に活用するため、ごみの分別と3Rの啓発活動を積極的にすすめ、引き続きごみを資源に変えるリサイクル意識の醸成を図り、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

また、ごみ処理施設の広域化を図ります。

### 2. 地球温暖化対策の推進（2-4-2）

地球温暖化対策の取り組みを計画的・総合的に推進し、公共施設、事業所、家庭において、省エネルギー、自然エネルギーの活用の普及・啓発を図ります。

また、太陽光発電や雪冷熱、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

### 3. 公害の抑制と生活環境の保全（2-4-3）

公害発生を未然に防ぎ、身近な生活環境を良好に保つために監視活動や環境意識向上のための啓発活動に努めます。

また、市民が中心になった環境美化運動を推進し、ごみのないきれいなまちづくりをめざします。

## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
ごみの減量化とリサイクルの推進	市民一人当たりの一般廃棄物排出量	1,072 g/日 (R1実績)	990 g/日
ごみの減量化とリサイクルの推進	リサイクル率	16.5% (R1実績)	19%以上
地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー機器設置件数	18件/年 (R1実績)	55件/年
地球温暖化対策の推進	バイオマスの利用率	83.0% (R1実績)	92%以上
公害の抑制と生活環境の保全	環境美化運動の参加者数	7,737人 (R1実績)	12,700人/年



## 第3節 健康・福祉

### ◆基本目標 生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり

地域社会全体でともに支えあう関係や環境を整え、安心して心豊かに楽しく暮らせるまちをめざします。

### ◆主要な施策

#### 第1項 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造

誰もが生涯を通じて心とからだの健康を保ち、楽しく生き生きと暮らせるよう健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします。

#### 第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

親子とも健やかに育ちあいながら、子育てが楽しいと感じられるように、地域全体で支える環境を整えます。

#### 第3項 市民が安心して暮らせる仕組みの構築

誰もが生き生きと自分らしく暮らせるよう環境を整え、障害のある人もない人も地域社会でともに支えあう仕組みづくりをすすめます。

#### 第4項 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築

高齢者が地域社会に参加でき、生きがいを持って心豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と緊密に連携しながら在宅医療・介護・福祉が一体となった仕組みづくりをすすめます。

#### 第5項 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実

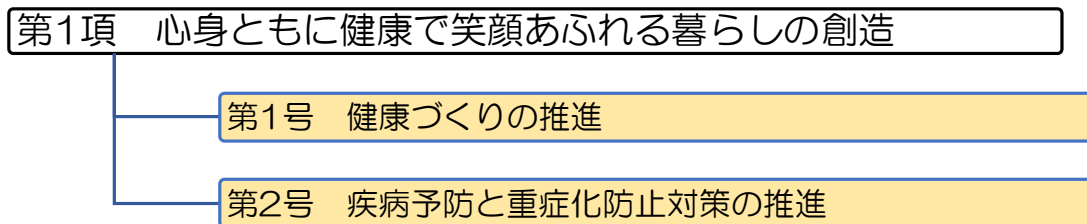
市民に信頼される身近な医療を充実させ、子どもから高齢者まで笑顔あふれる生活を送られるよう、健康管理ができる取り組みをすすめます。

市民がかかりつけ医をもちながら上手に医療機関を利用することにより、医療従事者と一緒に医療を守る取り組みをすすめます。

## 第1項 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造

誰もが生涯を通じて心とからだの健康を保ち、楽しく生き生きと暮らせるよう健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切であり、健康寿命の延伸を図ることは、地域全体を元気に、より豊かにすることにもつながります。

市民の健康づくりを支援するため、健康に関する情報の提供や相談の充実など、一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組める環境づくりをすすめる必要があります。

本市の自殺死亡率は、国及び県と比較して高い状況で推移しており、心の健康を「個人の問題」ではなく、さまざまな要因が複雑に重なり合う「社会全体の問題」ととらえ、誰も自殺に追い込まれることがなく、全ての人が、かけがえのない個人として尊重され暮らすことのできるまちを築く必要があります。

生活習慣病の予防や重症化を防止するには、健（検）診受診率の向上を図り、本市の健康状況の特徴を把握し、効率的・効果的な保健事業を推進する必要があります。

新型インフルエンザ等への感染症対策として、行動計画や対応マニュアルの見直しを行い、新たな感染症の発生に備えるとともに、発生した場合に適切な対策を講じられるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 健康づくりの推進 (3-1-1)

市民一人ひとりが、自らの健康について考え、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、各年代に適した栄養・食生活・身体活動、こころの健康・休養などに関する情報の発信や動機付け(インセンティブ)を提供します。また、加齢に伴う心身の機能低下の予防に関して若い世代から取り組めるよう普及啓発を行います。

からだの健康とともにこころの健康について、悩みを抱えた人の孤立を防ぐため、保健・医療・福祉だけでなく、一人ひとりが身近な人の状況に気づき・つながり・見守りができるネットワークの充実を図ります。

### 2. 疾病予防と重症化防止対策の推進 (3-1-2)

病気の予防、早期発見及び生活習慣病の重症化を防止するため、特定・基本健診及び各種がん検診の受診率向上を図ります。また、健(検)診結果をはじめとする各種データを活用し、疾病の予防と重症化防止のための健康相談・健康教育の内容を充実します。

また、新型インフルエンザ等をはじめとする各種感染症について、正しい知識の普及と感染予防に努めます。

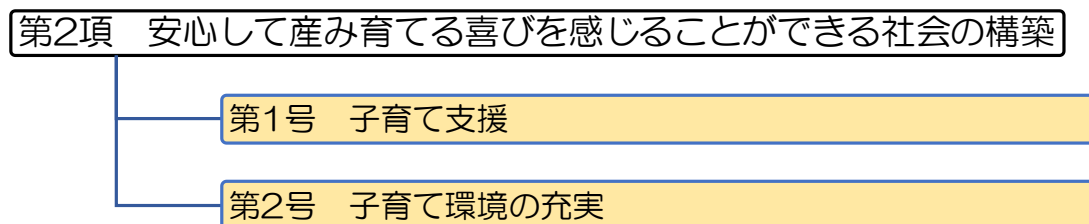
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
健康づくりの推進	自分が健康であると感じている人の割合	79.8% (R1 調査)	85.0%
健康づくりの推進	5年間平均の自殺死亡人数	11.2人 (H26~H30 平均)	10人以下 (R3~R7 平均)
疾病予防と重症化防止対策の推進	①特定健康診査受診率 ②特定保健指導実施率	① 52.0% ② 48.4% (H29 実績)	① 65% ② 65%

## 第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

親子とも健やかに育ちあいながら、子育てが楽しいと感じられるように、地域全体で支える環境を整えます。

### ○施策の体系図



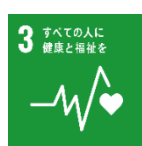
### ○現状と課題

出生数の減少は、未婚・晩婚化の進展、子育てや教育には多額の費用がかかるという経済的な問題など、さまざまな要因があります。また、出産、子育てに際して、核家族化や家族関係の複雑化、地域コミュニティの衰退から、妊産婦等が健康面の悩みや育児不安を抱えやすい状況となっています。

妊娠・出産期から子育て期までの包括的な相談・支援体制を強化するとともに、公立保育園等の統合・再編や民間活力の導入の検討を行い、持続可能な子育て環境の整備をすすめていく必要があります。

また、子育て環境が大きく変化してきているなかでは、ワーク・ライフ・バランスを推進し、働きながらも安心して子育てができる家庭・職場環境を整えるとともに、経済的負担の軽減や時間的なゆとりの確保ができるように、市民と事業所及び行政がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体で子育てを支える環境を整える必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 子育て支援 (3-2-1)

育児不安を受け止め、子育て世代が孤立しないように子育てに寄り添い、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、子どもの健やかな成長を地域全体で見守り、育む仕組みづくりをすすめていきます。

妊娠期から子育てまで切れ目のない母子保健対策の充実と、子育てに関して身近な相談窓口である保育園、幼稚園、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターとの連携を強化し、情報の発信と相談・支援体制の充実を図ります。

### 2. 子育て環境の充実 (3-2-2)

保護者の就業状況など社会の変化による保育ニーズの多様化に対応するため、多面的な保育サービスの提供や、公立保育園の運営のあり方について検討します。

乳児期から健やかな発達を支援するため、子育て支援センターや子育ての駅かたっくりの体制整備や施策の充実に加え、保護者や地域が共に学び、育ち、支え合えるよう情報提供や利用相談に努めます。

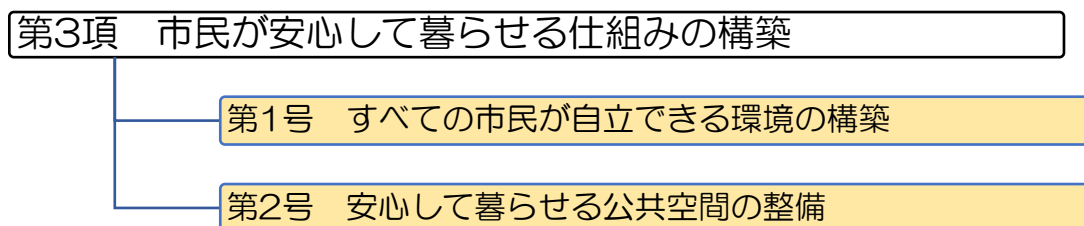
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
子育て支援	子育てが楽しいと感じる人の割合	4か月 89.2% 1歳6か月 84.9% 3歳児 82.5% (R1 調査)	それぞれの年代で 5ポイント増加
子育て環境の充実	子育て支援センターの利用者数(延)の増加	15,185人/年 (R1 実績)	23,000人/年
子育て環境の充実	この地域で今後も子育てをしていきたいと感じる人の割合	96.9% (R1 調査)	100.0%
子育て環境の充実	ハッピーパートナー登録企業数	12社 (R1 実績)	30社 (R3~7 累計)

## 第3項 市民が安心して暮らせる仕組みの構築

誰もが生き生きと自分らしく暮らせるよう環境を整え、障害のある人もない人も地域社会でともに支えあう仕組みづくりをすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

本市の総人口は減少傾向にある一方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の対人口に占める割合は微増傾向にあります。

障害福祉に関する施策については、障害者自身が望む地域社会での生活や、就労先への定着を図るとともに、障害者の高齢化や障害児支援のニーズの多様化から、よりきめ細かな支援が求められています。

また、障害者の自立と社会参画では、障害者が自己の能力を最大限に発揮できるよう、地域生活支援拠点等を活用しながら支援するとともに、社会活動への参加を妨げている障壁を取り除くことが不可欠であり、各分野における取組を一層すすめていく必要があります。

障害がある人とない人も分け隔てなく、住み慣れた地域で互いに人格と個性を尊重しあい支えあいながら共生できる社会を目指しています。

生活困窮、配偶者等暴力（DV）、社会的孤立など生活を阻害する環境を改善するため、地域社会全体で支えあう関係や環境を整える必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. すべての市民が自立できる環境の構築（3-3-1）

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、相談体制を強化するとともに、一人ひとりに合った適切な福祉サービスの提供や、地域生活支援拠点等の整備をすすめます。

また、地域における自立と社会参加の実現に向けて、市民一人ひとりが相互に尊重し支え合い、障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

### 2. 安心して暮らせる公共空間の整備（3-3-2）

障害の有無にかかわらず、市民の誰もが安全で快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、公共建物のバリアフリー化、交通機関や道路のユニバーサルデザイン化をすすめることにより、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

## ○施策の目標指標

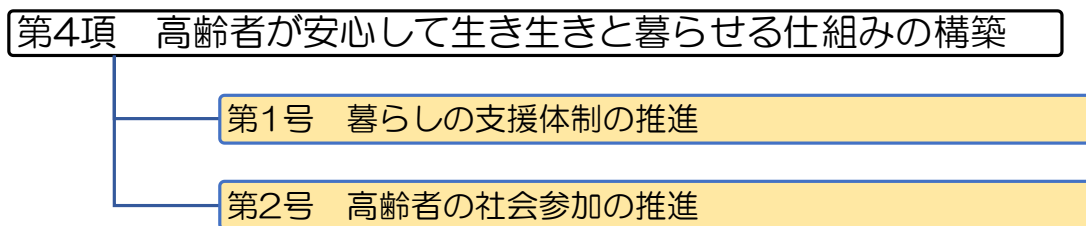
施策名	項目	現状値	目標値
すべての市民が自立できる環境の構築	自立し安心して生活できる環境の整備施策の満足度	40.2% (R1 調査)	50%以上
すべての市民が自立できる環境の構築	就労支援により就労した人の数（生活保護受給者＋生活困窮者）	3人/年	5人/年
すべての市民が自立できる環境の構築	就労継続支援事業所における平均月額賃金（B型）	21,118円 (R1 調査)	23,000円
すべての市民が自立できる環境の構築	障害に対する周囲の人の理解が進んでいると思う人の割合	20.2% (R1 調査)	40%以下
安心して暮らせる公共空間の整備	外出時に不都合や不安を感じている人の割合 ① 【段差等】 ② 【経費等】	① 18.5% ② 31.3% (R1 調査)	① 30%以下 ② 20%以下

## 第4項 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築

高齢者が地域社会に参加でき、生きがいを持って心豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と緊密に連携しながら在宅医療・介護・福祉が一体となった仕組みづくりをすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

家族構成の変化により、ひとり暮らしで介護や支援を要する高齢者の増加や老老介護による負担などが、高齢者の生活の大きな不安要因となっています。

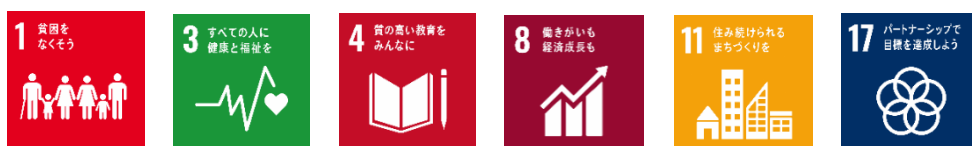
あわせて介護職員の人材不足も深刻であり、人材の育成と確保をすすめる<sup>と</sup>ともに、今ある資源で対応できる体制を構築していく必要があります。

継続性のある効果的な介護予防等の取組を行うことにより、将来、介護が必要な人の割合を低減させるとともに、介護が必要となった場合に備えての重度化防止や認知症対策等を行う必要もあります。

また、高齢者が生涯現役で、年齢に関わりなくライフスタイルに応じて楽しく多様な社会参加ができるように、就労、健康保持の取組、社会貢献など、生きがいの持てる地域づくりを推進する必要があります。

年齢を重ねても、住み慣れた地域で「生きがい」を持ち、健康で自立した生活が継続できるように、地域社会全体で支えあう関係や環境を整える必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 暮らしの支援体制の推進（3-4-1）

住み慣れた地域の中で、高齢者が安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域資源を活用した地域ネットワークの整備をすすめ、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を促進し、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

### 2. 高齢者の社会参加の推進（3-4-2）

価値観が多様化する中で、高齢者が社会の重要な一員として、これまで培ってきた高い技術や知識を活かし、生きがいを持って活躍できる場や生涯学習の充実を図ります。

## ○施策の目標指標

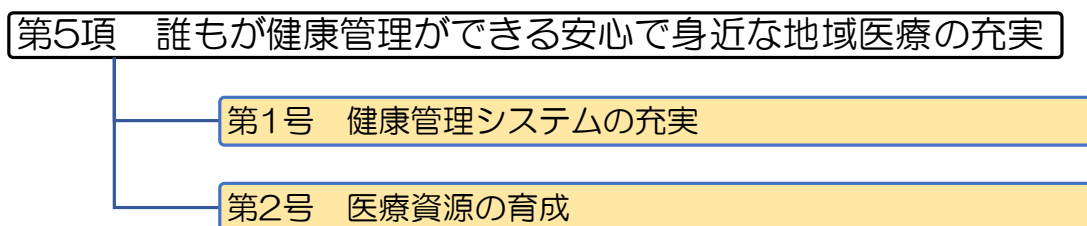
施策名	項目	現状値	目標値
暮らしの支援体制の推進	地域で高齢者に関するボランティア活動に参加したい人の割合	15.3% (R1 調査)	45%以上
暮らしの支援体制の推進	介護予防事業参加者の割合	6.6% (R1 調査)	10%以上
暮らしの支援体制の推進	要介護認定者の割合	19.0% (R1 実績)	20%未満
高齢者の社会参加の推進	シルバー人材センター会員数	506人 (R1 実績)	550人
高齢者の社会参加の推進	地域活動に参加している高齢者の割合	21.7% (R2 調査)	40%以上

## 第5項 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実

市民に信頼される身近な医療を充実させ、子どもから高齢者まで笑顔あふれる生活が送られるよう、健康管理ができる取り組みをすすめます。

市民がかかりつけ医をもちながら上手に医療機関を利用することにより、医療従事者と一緒に医療を守る取り組みをすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

医療再編により魚沼基幹病院（平成 27 年 6 月開院）を中心とした初期医療から高度医療までを提供する体制が整備されたことで、市立小出病院を中心とした市内医療機関の役割が明確になり、地域完結型の医療体制が整いました。今後は、内容の充実を図る必要があります。

本市における医師、看護師等の人数は、県内でも低い水準であり、人財の確保が喫緊の課題となっています。この地域に安定した医療を提供するためには、魚沼市医療公社と連携した医師、看護師などの医療人財の確保への取組を強化する必要があります。

一方、魚沼圏域の病院、診療所、薬局等が I C T 技術を活用し、患者の診療情報を共有することで、地域の医療機関が一つの病院のように連携して医療を提供できる「うおぬま・米ねっと」は、平成 31 年 4 月から介護情報の共有も可能となり、医療・介護連携の強化が図られています。今後、在宅医療、在宅介護の体制を充実させるために「うおぬま・米ねっと」の加入促進を図る必要があります。

また、災害時においても、医療関係団体等の協力のもと迅速かつ適切な医療救護活動ができるような体制強化が求められています。

### ○対応する S D G s





## ○主要な施策

### 1. 健康管理システムの充実（3-5-1）

市民が地域で安心して暮らし続けられるよう、初期医療から高度医療まで、地域内で対応できるよう魚沼基幹病院及び市内診療所との連携の強化を図ります。

医療機関等がそれぞれの役割を分担するなかで、病院、診療所及び在宅医療・在宅介護に関わる職種間での連携や患者情報を共有し、必要な医療及び介護へスムーズにつながるため「うおぬま・米ねっと」の加入促進を図ります。

### 2. 医療資源の育成（3-5-2）

医師・看護師などの地域内に不足する医療資源を充実させるため、修学資金の貸与事業を継続するほか、小出病院地域医療教育・研修センター、地域医療魚沼学校と連携し医療従事者の育成に取り組みます。

医療及び介護サービス資源の把握や課題等を共有し、住み慣れた地域で生活できる在宅医療・介護の連携の取り組みをすすめます。

## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
健康管理システムの充実	基幹病院を含めた市内医療提供体制の満足度	44.0% (R1 調査)	75%以上
健康管理システムの充実	米ねっと加入率	27.0% (R1 末)	60%以上
医療資源の育成	家庭で血圧を測っている人の割合	34.7% (R1 調査)	40%以上
医療資源の育成	かかりつけ医がある人の割合	61.9% (R1 調査)	80%以上
医療資源の育成	市立小出病院の常勤医師人数	9人 (R1 現在)	現状を維持する



## 第4節 産業

### ◆基本目標 豊かな地域資源を活かした力強い産業を創るまちづくり

豊富な地域資源を活用した新産業の創出と既存産業の強化を合わせ人財の育成・確保により、力強い地域産業づくりをすすめます。また、雇用の場の拡充と交流人口の拡大を図り、広く情報発信をすることにより活力のあるまちづくりをすすめます。

### ◆主要な施策

#### 第1項 地域資源の活用による産業の振興

豊かな資源を活用した生産品のブランド化や消費者のニーズを創造するものづくりを推進します。また、商品開発や技術開発を支援し、新しいビジネスの展開をすすめることにより地域産業の活性化を図ります。

#### 第2項 魅力ある農林業の振興

農業を魅力ある産業としてより一層振興するため、生産基盤を整備し担い手への集積や農産物の生産拡大、6次産業化をすすめ、経営の安定化・活性化を図ります。また、地産地消をはじめとした安全・安心な地場製品の消費拡大に向けた仕組みづくりを推進します。

林業の再生については、地元産木材の活用を図り、林業関係産業の安定的な事業量を確保し、林業従事者の育成と雇用拡大をすすめます。

#### 第3項 商工観光業の競争力強化

商工業については、起業を促進するとともに、農商工や企業間の連携など既存企業の活性化をすすめます。

観光については、自然や文化・人などの観光資源を活用し、広域的な連携を図りながら新たな観光スタイルを構築します。また、地域内外を中心に海外も意識した交流と受入体制の整備をすすめます。

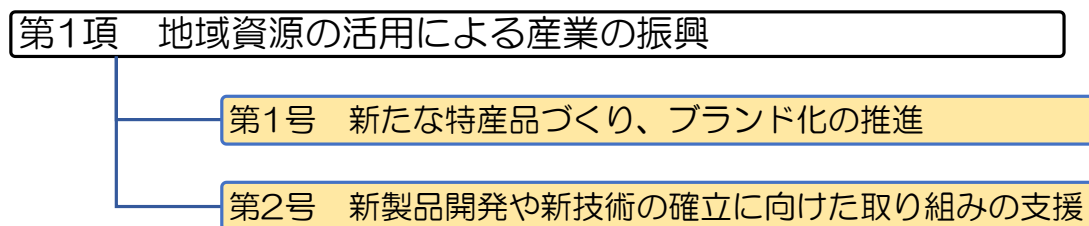
#### 第4項 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保

地域特性を活かした競争力の強化により地域産業の振興を図るとともに企業の新規ビジネス開拓を支援します。また、起業や企業誘致により雇用の場を創造し、地域の担い手の確保を図ります。

## 第1項 地域資源の活用による産業の振興

豊かな資源を活用した生產品のブランド化や消費者のニーズを創造するものづくりを推進します。また、商品開発や技術開発を支援し、新しいビジネスの展開をすすめることにより地域産業の活性化を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

四季折々に恵みを与えてくれる地域資源を活かした観光振興、市内に存在する特有の経営資源として、特産品や自然を活かした魚沼ブランド、魚沼の魅力発信の強化が求められています。

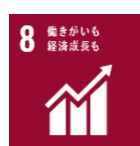
魚沼ブランドについては、地域らしさ、独自性、優位性など他地域との差別化を図り販路拡大へとつなげていくことが課題となっています。

生産者が主体となり生産・加工・製造・販売事業の総合化により付加価値を創出し、収益の増加へとつなげることも課題です。

日本有数の豪雪地帯である本市ならではの利点を生かし、野菜ひとつにしても、雪を活用した「雪室」施設など、付加価値を付ける取り組みが必要です。

また、本市は約 83%を森林が占め、豊かな森林資源を有するものの豪雪地帯特有の低質材が多くを占めています。地元産材の活用促進にむけた事業推進により木材需要は徐々に増加しつつありますが、森林資源の循環の観点からも引き続き木材の需要拡大・活用促進の取り組みが求められています。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 新たな特産品づくり、ブランド化の推進（4-1-1）

本市には魚沼産コシヒカリや山菜をはじめとした豊かな農林水産物や魅力ある食文化があります。これらの地域資源を活用した新たな特産品づくりをすすめ、食のまちづくりにより魚沼ブランドの積極的な情報発信や高付加価値化を図り、販路拡大に取り組みます。

### 2. 新製品開発や新技術の確立に向けた取り組みの支援（4-1-2）

地域の豊富な食材、森林資源、雪や水などの資源を活用した新製品の開発や新技術の確立、新分野への進出や新産業の創出に向けた企業の取組を支援します。

## ○施策の目標指標

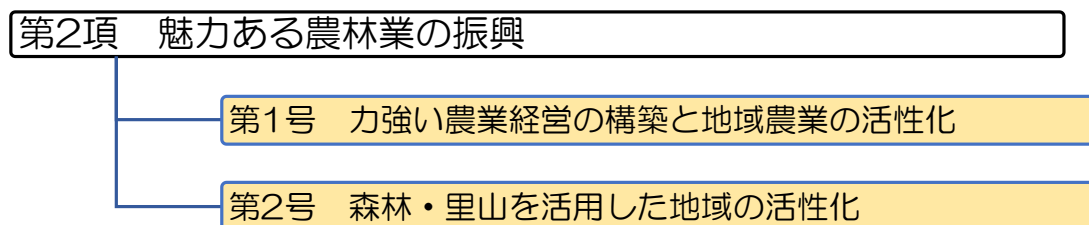
施策名	項目	現状値	目標値
新たな特産品づくり、 ブランド化の推進	魚沼ブランド推奨品の数	57品 (R1末)	70品 (R3~7累計)
新たな特産品づくり、 ブランド化の推進	市内直売所年間販売額	215,809 千円/年 (R1実績)	245,000 千円/年
新たな特産品づくり、 ブランド化の推進	ふるさと納税額	20億円/年 (R1実績)	25億円/年
新製品開発や新技術 の確立に向けた取 組みの支援	新製品の開発支援事業に よる事業化件数	5件 (H28~R1累計)	10件 (R3~7累計)

## 第2項 魅力ある農林業の振興

農業を魅力ある産業としてより一層振興するため、生産基盤を整備し担い手への集積や農産物の生産拡大、6次産業化をすすめ、経営の安定化・活性化を図ります。また、地産地消をはじめとした安全・安心な地場産品の消費拡大に向けた仕組みづくりを推進します。

林業の再生については、地元産木材の活用を図り、林業関係産業の安定的な事業量を確保し、林業従事者の育成と雇用拡大をすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

「魚沼産コシヒカリ」の産地として全国的に知られ、ふるさと納税の返礼品では、およそ9割を占めています。一方で本市の農業は、60歳代、70歳代が支えており、今後、後継者、担い手不足がより一層顕著になります。

生産基盤の整備や担い手への農地集積をすすめ、生産性の向上や担い手育成により、持続可能な農業経営を推進し、条件不利地など営農継続に対する不安解消と営農経営体に対する経営体育成の支援が必要です。

林業は、木材需要の減少や市民の関りが薄れ、森林・里山の手入れがされず、荒廃が進んでいることから、森林が有する多面的機能の保持や森林資源の循環の観点からも森林・里山の整備促進を図る必要があります。

豊かな農林水産物を活用した高付加価値の商品開発や、農商工の連携を推進し、販売・流通体制の整備、6次産業化に向けた支援を行い、魅力ある農林業の振興を図る必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 力強い農業経営の構築と地域農業の活性化（4-2-1）

生産基盤の整備や担い手への農地集積をすすめ、生産性の向上や担い手の育成により、持続可能で力強い農業経営の構築を推進します。

農産物の品質向上と生産拡大をすすめ、6次産業化、農商工連携、ブランド化により商品開発や販売活動を支援し、地域農業の活性化と農業者の所得向上を図ります。

農村環境と調和した農業生産と食の安全性向上の取り組みをすすめ、安全安心な農産物の生産と地産地消の取り組みを推進します。

新たな就農・就業者が、地域で培った技術や経営資産を円滑に事業継承が行えるように、受け入れ体制や経営開始時の負担軽減の支援を行います。

### 2. 森林・里山を活用した地域の活性化（4-2-2）

地元産木材の需要拡大と低質材の有効活用及び生産基盤の整備による生産コストの縮減を図り、人財の育成及び安定供給体制の整備により雇用の創出、所得の向上を図り地域産業である林業の活性化と、森林・里山の健全化をめざします。

また、農林業体験と観光を融合し、交流人口の拡大に向けた取組を行います。

## ○施策の目標指標

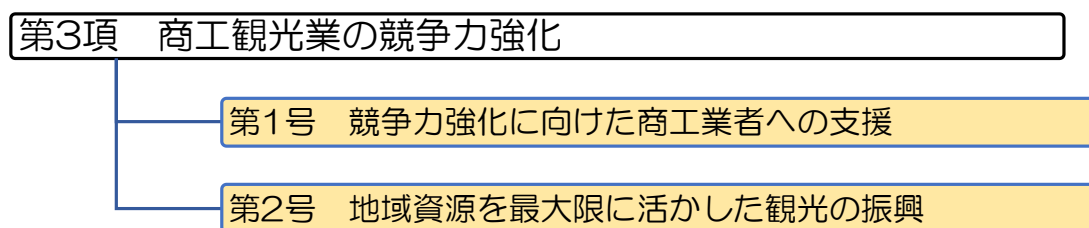
施策名	項目	現状値	目標値
力強い農業経営の構築と地域農業の活性化	担い手数（認定農業者等）	392 経営体 (R1 末)	現状維持
力強い農業経営の構築と地域農業の活性化	担い手への農地利用集積面積	2,404ha (R1 末)	2,500ha (R3~7 累計)
力強い農業経営の構築と地域農業の活性化	新規就農者数	34 人 (H28~R1 累計)	70 人 (H28~R7 の累計)
森林・里山を活用した地域の活性化	森林、里山整備新規従事者数の増加	59 人 (R1 末)	80 人 (H28~R7 の累計)

## 第3項 商工観光業の競争力強化

商工業については、起業を促進するとともに、農商工や企業間の連携など既存企業の活性化をすすめます。

観光については、自然や文化・人などの観光資源を活用し、広域的な連携を図りながら新たな観光スタイルを構築します。また、地域内外を中心に海外も意識した交流と受入体制の整備をすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

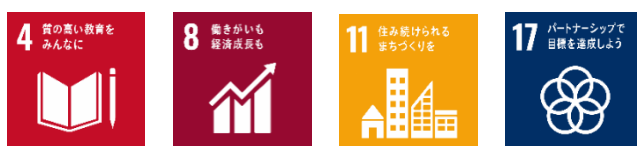
中小企業者等においては、少子高齢化・生産年齢人口の減少など、労働力不足に係る構造的な問題や生産性の低迷などにより、企業の競争力の低下が懸念されています。企業等が将来に向けた持続可能な経営基盤を構築するためにも、地域のリーダー的な役割を担う人材育成に取り組むとともに、生産性向上に向けた設備投資、技術・知識の共有・伝承、産学官連携による独自の技術革新や次世代技術を活用した新たな取組をすすめていく必要があります。

商業は、後継者不足、空き店舗の増加、市民の購買行動の他商圈への流出など多くの問題が顕在化しており、商店街の活性化が課題となっています。

観光資源（自然景観、食、文化）は、豊富にあり、道の駅や農産物直売所への入れ込みは増加しているものの、全体的な入込客数は横ばい状況にあります。

外国人旅行者の受入や市民の余暇を充実する宿泊を推進するため、観光事業者と連携し、役割り分担を明確にするとともに、年間を通じた四季折々の体験型イベントや情報発信、受け入れ体制の強化が課題となっています。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 競争力強化に向けた商工業者への支援（4-3-1）

商業においては商店街における賑わい創出による活性化をめざし、地域コミュニティ機能の向上に向けた取り組みを支援するとともに、製造業においては産学官連携の推進や関係団体との協力体制の強化に向けた活動を支援します。

また、地域のリーダー的な役割を担う人財育成に取り組むとともに、創業や新事業、高度な技術を持つ人財育成を支援します。あわせて、円滑な企業経営、事業継承に必要な資金調達時の負担軽減と相談窓口の充実に努めます。

### 2. 地域資源を最大限に活かした観光の振興（4-3-2）

尾瀬・奥只見をはじめとした魚沼の自然を活かした体験型観光や外国人観光客などの誘客促進に向けた体制整備、友好都市との交流、来訪者をおもてなしする人財の育成などを推進し、地域資源を最大限に活かした観光をめざします。

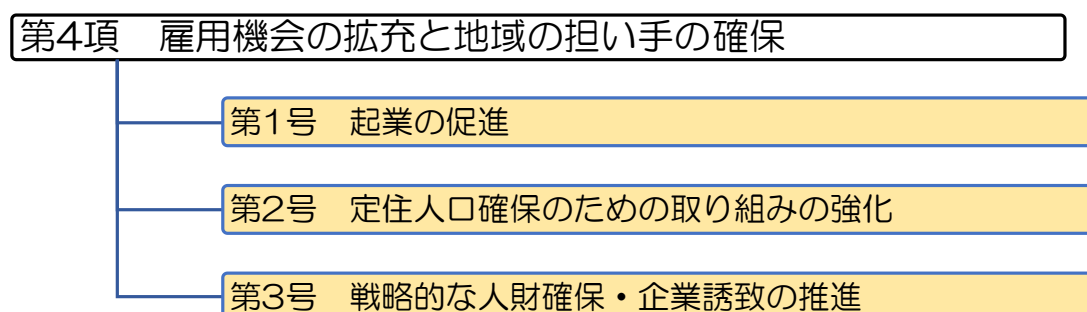
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
競争力強化に向けた 商工業者への支援	製造業付加価値額	20,809 百万円 (H30 実績)	21,433 百万円 (3%増)
競争力強化に向けた 商工業者への支援	製造品出荷額等	52,280 百万円 (H30 実績)	55,184 百万円
地域資源を最大限に 活かした観光振興	観光客の入込数	1,505,310 人/ 年	1,650,000 人/ 年
地域資源を最大限に 活かした観光振興	魚沼自然教室の参加者数	9,388 人 /年	11,000 人 /年
地域資源を最大限に 活かした観光振興	観光ガイド利用者数	2,026 人/年	3,200 人 /年
地域資源を最大限に 活かした観光振興	宿泊者数	176,612 人/年	198,000 人/年

## 第4項 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保

地域特性を活かした競争力の強化により地域産業の振興を図るとともに企業の新規ビジネス開拓を支援します。また、起業や企業誘致により雇用の場を創造し、地域の担い手の確保を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

生産年齢人口の減少や若年世代の都市部への流出により幅広い業種において労働者不足が深刻化しています。地域全体で人財の確保及び高齢化した個人事業主等の事業承継が大きな課題となっています。市内における既存労働者を争奪することにならないよう、新卒者の確保とU・Iターン者の増加に向けた取組の強化が必要です。

若者の定住を図るうえで、多様な雇用の場の確保が求められています。企業誘致による雇用機会の拡充を図るとともに、市内の空き店舗等を活用した新しい事業への挑戦や起業を促進し、就労の選択肢の幅を広げる必要があります。

都市部へ流出した若者の多くは、本市に戻ってきていないことから、本市に戻ってきたいと思わせるためにも、働きやすい職場環境など企業等の魅力向上を図るとともに、小中高と連携したキャリア教育の取組をすすめていく必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 起業の促進（4-4-1）

起業や新分野進出にチャレンジしやすい環境を整備するため、相談窓口の充実に努めるとともに、国県等の支援制度についても積極的に情報提供や活用支援を行い、商工会や金融機関等と連携しながら、起業の支援に努めます。

### 2. 定住人口確保のための取り組みの強化（4-4-2）

定住人口を増やすためには、雇用の場の確保と市内企業の周知が重要です。事業者への各種支援策の拡充に努めるとともに、市内への就職希望者に対して、市が主催する就職相談会等の開催や、ハローワークとの連携による職業紹介の取り組みをすすめることにより、定住人口の確保に努めます。また、次世代を担う若者の本市への定着に向け、市内小中高校及び企業等と連携しキャリア教育の取組をすすめます。

### 3. 戦略的な人財確保・企業誘致の推進（4-4-3）

本市で豊かで良質な水など、地域資源を利活用した産業おこしをすすめます。あらゆるネットワークを活用し、重点的に企業誘致活動を行っている健康ビジネス分野での広がりをめざして、地域の特性を活かすことのできる優良企業の立地に向けて、新潟県や関係団体と連携しながら戦略的な企業誘致活動を展開します。

また、地域産業の人財確保に向けて、新卒者の確保とU・Iターン者の増加に向けた取組の強化を移住定住施策と一体となって取り組み、働きやすい職場環境等、企業の魅力向上の取組をすすめます。

## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
起業の促進	新規起業支援事業による、 ①起業件数、②就業者数	①22件 ②37人 (R1実績)	①50件 ②100人 (H28~R7累計)
定住人口確保のための 取組の強化	市企業ガイドブック掲載 企業(57社)で新卒・中途 採用があった企業数	38社 (R1実績)	57社
戦略的な企業誘致の 推進	水の郷工業団地及び旧湯 之谷庁舎立地企業の就業者数	209人 (R1実績)	350人



## 第5節 教育・文化

### ◆基本目標 私たちが育む学びのまちづくり

誰もが学び交流する場所づくりを推進するとともに、楽しく有意義に継続できる生涯学習、スポーツや芸術文化活動の環境整備を推進し、質の高い学びのまちづくりをすすめます。

### ◆主要な施策

#### 第1項 生涯学び続ける仕組みの充実

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かすことができる仕組みづくりをすすめ、充実させます。あわせて、社会教育施設の効率的・効果的な活用を図ります。

#### 第2項 乳幼児期の教育の充実

基本的な生活習慣を身につけ、人と関わり、共に育ちあえる教育を推進するため、家庭や地域が楽しくあたたかい雰囲気の中で、子どもを育てることができる環境を充実させます。

#### 第3項 市民が参加する学校づくりの推進

自ら考え、自ら学ぶ、創造力にあふれた人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、生きる力を育む教育を推進します。また、市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくりと学校施設の環境整備をします。

#### 第4項 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造

多くの市民が文化芸術活動に親しみ、交流の輪が広がるような取り組みを行い、歴史・伝統を大切にして、地域に根ざした文化のまちをつくります。

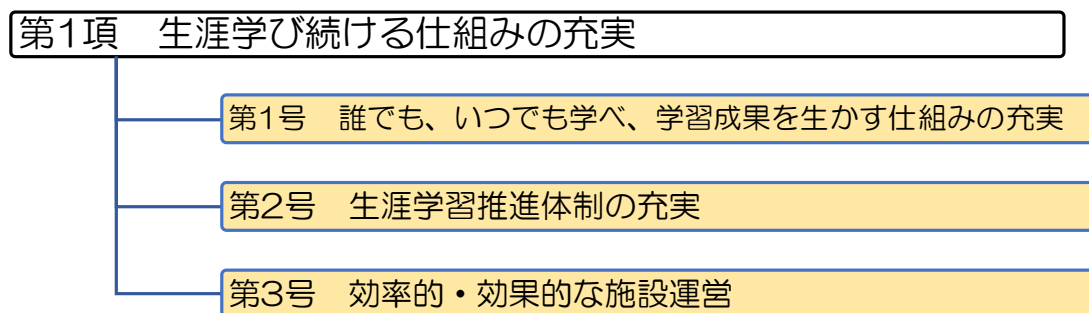
#### 第5項 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興

誰でも楽しく参加できるスポーツや自然に親しむ活動などを推進します。夢に向かってスポーツに取り組める体制の整備をすすめ、質の高い活動をめざし、関係団体との連携や環境を充実させます。

## 第1項 生涯学び続ける仕組みの充実

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かすことができる仕組みづくりをすすめ、充実させます。あわせて、社会教育施設の効率的・効果的な活用を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

生涯学習の需要が増している中で、いつでも必要に応じて学習機会を選択し、学ぶことができる仕組みの充実やきめ細やかな学習情報の提供など、生涯学習推進体制の充実が求められています。

各種講座などは、より多くの世代層からの参加を促すため、各世代が関心を持てるテーマや幅広い学習内容を提供していく必要があります。

また、さまざまな学習ニーズに応じた地域の指導者の育成、発掘が課題となっています。

市民の学ぶ機会や学習意欲を活発にし、生涯学ぶことを楽しむために、各団体の交流促進や日頃の活動の成果を表現する場が求められています。

発表・交流活動の場を確保するとともに、市民の自主的な活動を支援する必要があります。

家庭、学校、地域社会及び職場など、生涯学び続けるニーズは多様であり、また、社会情勢の変化とともに新たな知識・技能等の習得できる学びの場、継続して学び・教えあう環境づくりに取り組んで行く必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かす仕組みの充実（5-1-1）

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、学習機会の充実を図るため、多様な交流の促進や発表の機会を確保するとともに優れた地域資源の活用を図り、地域課題解決に貢献する人財の発掘を推進します。また、生涯学習関係団体との事業連携を推進するとともに、インターネットなどを活用した効果的な学習情報の提供に努めます。

### 2. 生涯学習推進体制の充実（5-1-2）

生涯学習の普及促進と、図書館や公民館事業の充実を目的に、市民主体の活動や園・学校を支援し、行政各分野の連携と様々な生涯学習事業の活用など市民ニーズに合わせた生涯学習推進体制の充実を図ります。

### 3. 効率的・効果的な施設運営（5-1-3）

社会教育施設の計画的な再編及び連携強化を図るとともに、運営体制の見直しを行い、図書館・公民館等の機能を整備し、効果的な活用と利用しやすい施設運営に努めます。

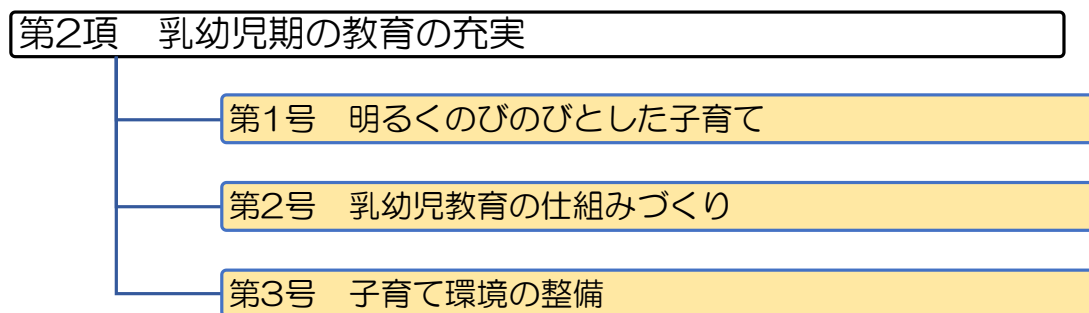
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かす仕組みの充実	公民館事業、図書館事業の講座の参加者数	11,673人 (R1実績)	15,000人/年
生涯学習推進体制の充実	公民館事業、図書館事業の講座の数	142件 (R1実績)	150件/年
生涯学習推進体制の充実	文化協会、生涯学習連絡協議会の加盟団体数	158団体 (R1実績)	現状維持
効率的・効果的な施設運営	社会教育・体育施設の利用者数	356,034人 (R1実績)	400,000人/年

## 第2項 乳幼児期の教育の充実

基本的な生活習慣を身につけ、人と関わり、共に育ちあえる教育を推進するため、家庭や地域が楽しくあたたかい雰囲気の中で、子どもを育てることができる環境を充実させます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

核家族化の進行や夫婦共働きなどにより、子育ての手助けとなる地域とのつながりが希薄となり、祖父母や近隣の住民等からの支援が得られにくく、子育てに不安や負担感を抱える保護者が多くなっています。

乳幼児期の教育は、養育者が家事・育児を共同で行える環境を整えることが大切であり、男女共同参画社会の推進により家庭教育環境の充実を図るとともに、地域社会全体で子育て世代の育児負担を軽減するための支援が必要です。

また、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制を強化するとともに、子どもの成長発達に合わせた育児と規則正しい生活のリズム、基本的な生活習慣を確立できるよう、相談や学習機会を確保する必要があります。

さらに、幼児教育と保育の一体的な提供や延長保育、病児保育、放課後児童クラブなどの多様化するニーズに柔軟に対応するため、民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備をすすめ、子育てしながら安心して働き続けることができる仕組みづくりをすすめる必要があります。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 明るくのびのびとした子育て（5-2-1）

家庭・地域・園が一体となり、社会全体で子育てを支えていく機運を醸成し、明るくのびのびとした子育てができるよう支援し、思いやりや挑戦の心を育むとともに、規則正しい生活のリズム、基本的な生活習慣の獲得をめざします。

また、人と自然と関わり、遊びを通して多くの体験から、好奇心や社会性のある子どもに育つよう支援します。

### 2. 乳幼児教育の仕組みづくり（5-2-2）

乳幼児期の相談支援、子育てサークル支援、親子の交流の場の提供などを行い、子どもの個々の発達に即した支援に努めます。

園と学校が連携し、情報共有することによって、切れ目のない支援と保育・教育の質の向上を図ります。

### 3. 子育て環境の整備（5-2-3）

園と学校、放課後児童クラブの連携と地域との関わりを深め、情報共有することで切れ目のない支援と教育環境の充実を図ります。

また、各年代における子育てニーズの多様化や少子化などの社会情勢の変化に応じ、民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備をすすめます。

子育ての駅については、安全安心で、自由に利用できる子育て支援施設としての環境づくりをすすめます。

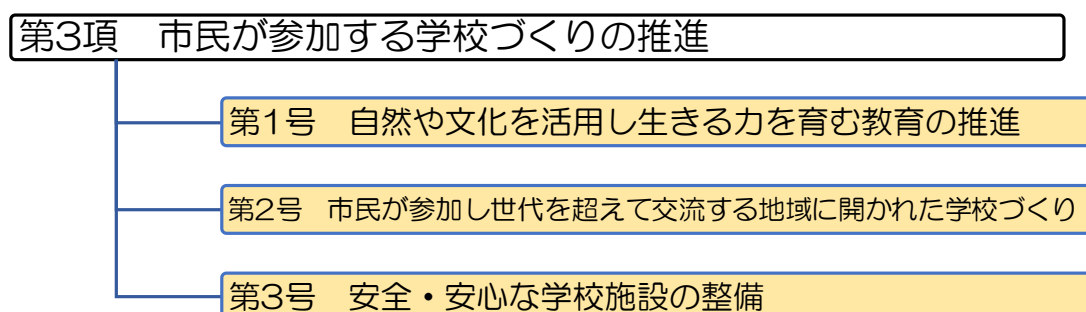
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
明るくのびのびとした子育て	生活習慣がきちんと整っている子どもの率	87.8% (R1 調査)	95%以上
乳幼児教育の仕組みづくり	子育て相談窓口利用者数	137人/年 (R1 実績)	200人/年
子育て環境の整備	子育て施設利用者数	58,732人/年 (R1 実績)	65,000人/年
子育て環境の整備	放課後児童クラブに満足している人の割合	95.4% (R1 調査)	100%

## 第3項 市民が参加する学校づくりの推進

自ら考え、自ら学ぶ、創造力にあふれた人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、生きる力を育む教育を推進します。また、市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくりと学校施設の環境整備をします。

### ○施策の体系図



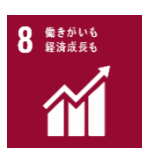
### ○現状と課題

学校は、将来を担う人づくりの中心的な役割を果たすとともに地域コミュニティの拠点となります。子どもたちと市民の交流を促進し、地域で培った伝統・文化に共に親しみ、体験的活動を通じて、思いやる心や郷土愛を育む教育を推進する必要があります。

また、地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入や教育ボランティア活動等の充実を図り、保護者や地域の意見を反映した学校の運営をすすめていく必要があります。

子どもたちを取り巻く新たな社会環境の中で、たくましくチャレンジする力を育み、確かな学力を身につけるため、グローバル人材の育成やICT等を活用した情報教育を推進する環境を整備する必要があります。また、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため、適正な学区再編の取組を継続するとともに、長期的視点で将来も安全・安心な学校施設の整備をすすめます。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進（5-3-1）

魚沼の自然や人的・文化的資源などの「ふるさと力」を生かし、家庭、地域、学校が目標や理念を分かち合い、協力し合って、感性豊かで、たくましい子どもを育てる教育環境の整備をすすめます。

また、家庭教育、人権教育などの充実を図りながら、子どもたちの居心地の良い居場所づくりを行い、基礎学力の定着と体験活動を重視した教育の実践を推進します。

### 2. 市民が参加し世代を越えて交流する地域に開かれた学校づくり（5-3-2）

地域や家庭が学校活動に気軽に、積極的に参加できる地域に開かれた学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入や教育ボランティア活動等の充実を図り、保護者や地域の意見を反映できる学校の運営をすすめていきます。幼保小中高の連携や外部との相互交流を積極的に推進し、地域の伝統文化に親しみながら、社会性の向上や社会を生き抜く知恵を磨きます。

また、子どもたちにとってより良い教育環境を構築するため、地域と連携しながら学区再編の取り組みをすすめます。

### 3. 安全・安心な学校施設の整備（5-3-3）

老朽化対策、大規模改修などによる施設整備をすすめるとともに、情報化対応など、近年の学習内容や形態に合った環境への改修を行い、子どもたちが快適に学ぶことができる、安全・安心な学校施設の整備をすすめます。

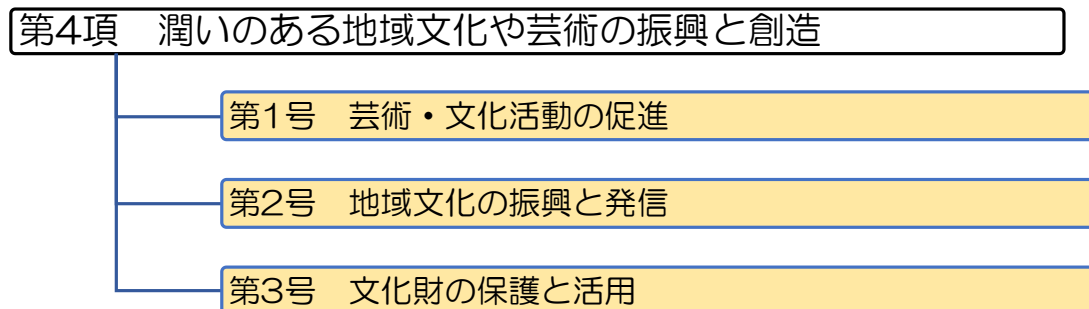
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進	学力テスト結果 (NRT 偏差値)	小 50.8 中 50.5 (R1 実績)	小 55.0 中 52.0
自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進	学級満足度	小 67.6% 中 67.7% (R1 実績)	小 75.0% 中 70.0%
自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進	不登校率	小 0.47% 中 2.01% (R1 実績)	県平均以下
市民が参加し世代を越えて交流する地域に開かれた学校づくり	コミュニティ・スクールの普及率	—	100%
安全・安心な学校施設の整備	建物の大規模改修率	98.1% (R1 改修率)	100%

## 第4項 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造

多くの市民が文化芸術活動に親しみ、交流の輪が広がるような取り組みを行い、歴史・伝統を大切にして、地域に根ざした文化のまちをつくります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

国の重要文化財である「目黒邸」、「佐藤家」のほか、国指定重要無形民俗文化財である盆踊り「大の阪」などがあり、国、県及び市の指定文化財の数は97件あります。

加えて、旧石器時代からの遺跡や発掘された遺物（土器、石器）、古文書など多くの文化財が関係者によって保存されています。

多くの市民に先人の知恵や技を知る機会を提供するとともに、観光資源としても積極的に活用を図る必要があります。

市民が地域文化（祭り、食文化、伝統芸能・文化財等）を知り、地域に愛着と誇りを持つことができる機会を確保し、新たな地域文化等の担い手が参画しやすい環境づくりを行う必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 芸術・文化活動の促進（5-4-1）

市民が心豊かな生活を送るために、多様な芸術文化に触れる機会を充実させるとともに、芸術文化を支える人財の育成と活動支援を行います。また、次世代の担い手である子どもたちを育成する文化体験の場を拡充します。

さらに、市民が芸術文化に広く関わっていくため、教育・商工観光・福祉など各種団体と連携を深め、新しい文化活動を創出します。

### 2. 地域文化の振興と発信（5-4-2）

市内文化施設の特徴を活かし、家庭・地域・学校が連携し、伝統的生活文化に触れる機会を創出し、地域文化活動の促進を図ります。

また、ふるさと伝統文化を継承し活用するために、子どもたちの地域文化活動への参加を促進します。

国内外の都市・団体などと連携を図りながら文化交流を行い、あわせて地域文化活動の振興と情報の発信を図ります。

### 3. 文化財の保護と活用（5-4-3）

市内に存在する文化財を地域資源として広く公開し、施設整備を含め、子どもたちが接する機会や、市民が学ぶ機会を積極的に設けるなどの有効な活用を図り、郷土の歴史・文化に関する認識を深め、市民全体で保護・継承し、発信していく意識を高めます。

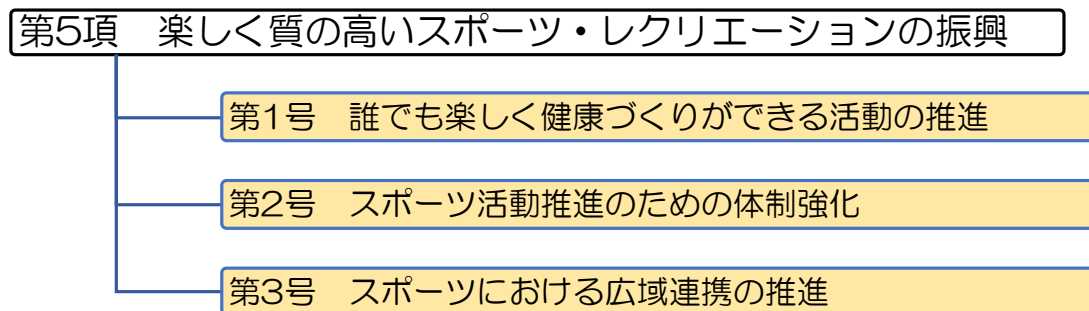
#### ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
芸術・文化活動の促進	文化会館年間利用者数	76,756人/年 (R1実績)	77,000人/年
芸術・文化活動の促進	文化的催しに対する満足度	35.8% (R1調査)	40%以上
地域文化の振興と発信	芸術文化の事業件数	42件 (R1実績)	75件
地域文化の振興と発信	美術展・地域文化祭・地域芸能祭の観覧者数	7,428人/年 (H30実績)	7,500人/年
文化財の保護と活用	文化財を活用した講座や体験教室等の参加者数	429人 (R1実績)	500人/年
文化財の保護と活用	企画展等の見学者数	600人/年 (R1実績)	800人/年

## 第5項 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興

誰でも楽しく参加できるスポーツや自然に親しむ活動などを推進します。夢に向かってスポーツに取り組める体制の整備をすすめ、質の高い活動をめざし、関係団体との連携や環境を充実させます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

運動教室や市民スポーツフェスティバルの参加者の増加や底辺の拡大とともに、参加者が継続して運動やスポーツに親しむ環境づくりを行う必要があります。さらに、市民が気軽に体育施設を利用できるように、施設整備の適切な実施と利用方法の改善に継続して取り組む必要があります。

各種事業は競技力向上に一定の役割は果たしていますが、生涯に渡ってスポーツに取り組む競技者は限定的です。また、少子化により、チームが組めなくなる種目・団体も現れつつあることから、スポーツ離れを防ぎ、スポーツに親しめる取組が必要です。

このような課題の解決に加え、さらなる競技人口の拡大と競技力向上を目指すには、指導者の存在が不可欠であるため、指導者の育成と人員確保に引き続き取り組むことが求められます。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 誰でも楽しく健康づくりができる活動の推進（5-5-1）

子どもから高齢者まで、スポーツ活動やレクリエーションに参加でき、仲間との交流などを通して、健康増進や生きがいづくり、そして地域も元気になる生涯スポーツの推進を図ります。

### 2. スポーツ活動推進のための体制強化（5-5-2）

夢に向かってスポーツに挑戦していく人々や関係者への支援を充実させるため、各スポーツ団体と連携・協働しながら、各組織の自立と体制強化を推進します。

また、スポーツを「する」「観る」「支える」といった関わり方に応じて、スポーツに接する機会を創出し、それぞれが支えあい、連携するシステムの整備を図ります。

### 3. スポーツにおける広域連携の推進（5-5-3）

様々なスポーツに接する機会の拡大、スポーツの普及、推進、競技力向上を図るには、近隣市町と連携した取り組みも重要となります。既存施設の活用を図りながら、施設整備や相互利用など、スポーツの振興や推進にかかる全ての分野において、広域的な連携をすすめていきます。

## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
誰でも楽しく健康づくりができる活動の推進	各種スポーツ教室等の参加者数	7,700人/年 (R1実績)	8,200人/年
スポーツ活動推進のための体制強化	スポーツ協会の会員数	2,069人 (R1実績)	2,850人
スポーツにおける広域連携の推進	体育施設利用者数	218,408人/年 (R1実績)	256,000人/年





## 第6節 市民協働・自治体運営

### ◆基本目標 市民の想いを活かした未来へつなぐまちづくり

行政が情報を提供し、協働するシステムを充実させ、魅力あるまちづくりをすすめます。

### ◆主要な施策

#### 第1項 市民参画と行政との協働の推進

市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関する情報を市民と共有することにより、多くの市民の自主的な参画を促し、その意見が反映されるまちづくりをすすめます。

#### 第2項 市民参画による地域づくりの推進

地域の自治機能を高め、活力ある地域づくりに向けて、世代間を越えた市民の交流、人財の活用と育成、支え合う仕組みを構築するとともに、地域外交流などを通じて移住・定住の促進を図ります。

#### 第3項 市民に信頼される開かれた行政運営

将来にわたり、市民に信頼される行政運営を推進します。

また、市民の利便性や将来の負担を踏まえた公共施設の有効活用や機能統合をすすめるとともに、人口減少・少子高齢化に迅速に対応できる行政基盤の強化を図ります。

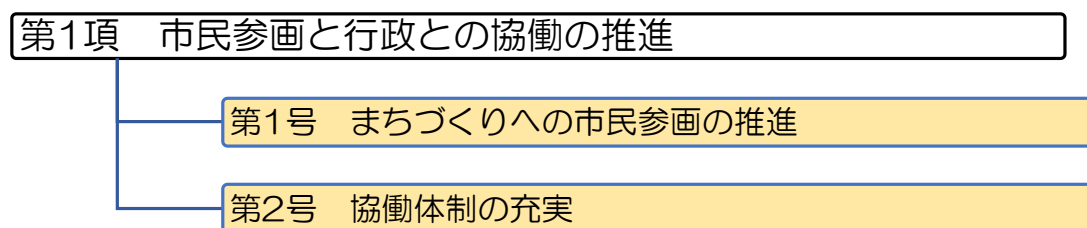
#### 第4項 選択と集中による財政運営

未来に向けて健全な魚沼市をつくるため、将来的な財政状況をしっかりと把握するとともに方向性を十分に協議し、事業の選択と予算の集中投資による効果的かつ効率的な財政運営をすすめます。

## 第1項 市民参画と行政との協働の推進

民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関する情報を市民と共有することにより、多くの市民の自主的な参画を促し、その意見が反映されるまちづくりをすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

まちづくりの主体である市民と行政が、お互いを尊重し対等な立場で意見交換を行い、市民が主体となった活動が行えるように人的、財政的支援を中心に、まちづくりの担い手を育成する環境づくりを行う必要があります。

行政は、市民ニーズの把握に努め、市民生活及びまちづくりに必要な情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりに関わるさまざまな主体が分野を超えて協働できる環境づくりに取り組む必要があります。

また、市民も自ら必要な情報は収集するように努め、市民と行政が情報を共有し、それぞれが情報発信することにより、多くの市民の自主的な参画を働きかけ、市民のだけでも、継続的にまちづくりに関わるができる環境を整える必要があります。特に若い人たちが、自ら、地域のことを思い、将来のことを考え、関心のもてるまちづくりをすすめていく必要があります。

全ての市民が暮らしの中にある身近な人権問題をはじめ、社会全体のさまざまな人権問題を正しく理解し、人権尊重の感性を培い、家庭や職場、地域で差別や偏見のない地域となるような啓発活動をすすめていく必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. まちづくりへの市民参画の推進（6-1-1）

市民一人ひとりが、お互いの人権・人格を尊重し合って、自らがまちづくりの重要な担い手であることを自覚し、発言と行動に責任を持って参画できるよう意識の高揚を図ります。

また、情報を市民と共有し、男女・世代を問わず多くの市民が参画し、その意見が反映されるまちづくりを推進します。

### 2. 協働体制の充実（6-1-2）

まちづくりの主体である市民と行政が、お互いに対等な立場で意見交換を行いながら施策を推進する体制を充実していきます。

また、地域社会の担い手として、自主的かつ自立的な活動を行う「コミュニティ」を守り育てていくとともに、まちづくり委員会をはじめとしたまちづくり組織の連携の仕組みづくりを推進します。

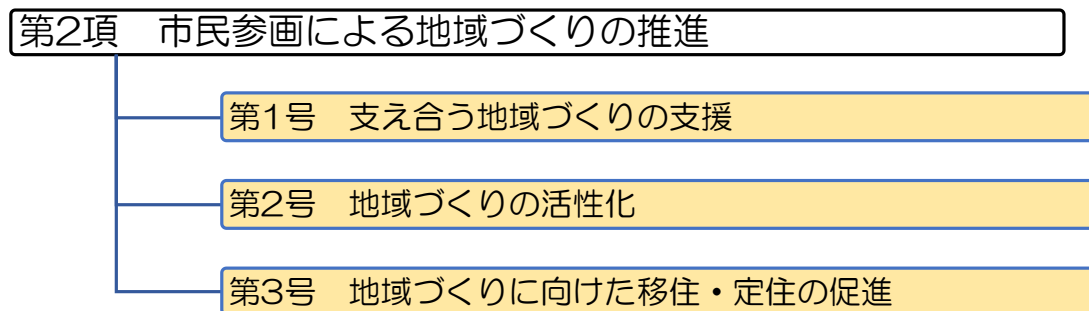
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
まちづくりへの市民参画の推進	市政やまちづくりへの関心度	78.0% (R1 調査)	85%以上
協働体制の充実	市民と行政との協働推進の充実度	17.4% (R1 調査)	75%以上
協働体制の充実	市民参画と行政との協働を理解している人の割合	49.1% (R1 調査)	75%以上

## 第2項 市民参画による地域づくりの推進

地域の自治機能を高め、活力ある地域づくりに向けて、世代間を越えた市民の交流、人財の活用と育成、支え合う仕組みを構築するとともに、地域外交流などを通じて移住・定住の促進を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が進む中で、住民相互の連帯感や協調性が希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難になってきています。自治会への加入率は比較的高く、市民活動団体の数は増加していますが、自治会の役員や活動の中心となるリーダーの高齢化、後継者不足の問題が生じています。

まちづくりは地域によって実情が異なるように、地域が抱える問題もさまざまです。自治会の活動、伝統行事、防災・減災活動、ボランティア活動など、継続的に地域活動の支援体制を充実していく必要があります。

深刻な人口減少・高齢化に直面しており、地域の担い手不足が懸念されることから、多くの市民がまちづくりに参画できる体制づくりが必要です。

地域の課題は地域で話し合い解決するという本来の住民主体型の地域づくりを推進しながら、広範な地域課題への対応や活力ある地域活動をすすめるため、コミュニティ協議会の活動を積極的に支援していく必要があります。

だれもが希望を持っていきいきと暮らせるまちにするため、移住・定住や交流人口の拡大に向けた取組が必要です。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 支え合う地域づくりの支援（6-2-1）

地域内の若者や子育て世代と高齢者など、世代間を越えた市民の交流を推進し、人財の発掘と活用を図るとともに、次代を担う人財の育成や活力ある地域づくりを支援します。

また、少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応して、地域の事情に応じた支え合い、助け合う地域づくりを支援します。

### 2. 地域づくりの活性化（6-2-2）

「地域の課題は地域で話し合い解決する」という本来の住民主体型の地域づくりを推進しながら、「地域づくりから始まるまちづくり」をめざします。

また、広範な地域課題への対応や活力ある地域活動をすすめるために設立されたコミュニティ協議会について、市民の関心を高め、参加する市民の輪が広がるように制度の周知と人的支援を行います。

### 3. 地域づくりに向けた移住・定住の促進（6-2-3）

地域外との交流や地域おこし協力隊の拡充による豊かな地域資源の発掘、積極的な情報発信、雪国・田舎暮らし体験、空き家の有効活用などを通じて、活力ある地域づくりに向けた移住者・定住者の増加を図るとともに、交流人口の拡大を図ります。

## ○施策の目標指標

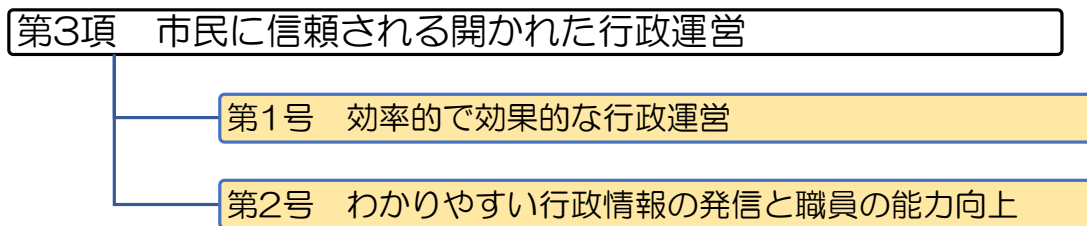
施策名	項目	現状値	目標値
支え合う地域づくりの支援	地域に対する満足度	58.1% (R1 調査)	75%以上
地域づくりの活性化	地域活動への参加割合	67.0% (R1 調査)	75%以上
地域づくりに向けた移住・定住の促進	移住・定住者の数 (転入者の内数)	265 人/年 (R1 実績)	300 人/年

## 第3項 市民に信頼される開かれた行政運営

将来にわたり、市民に信頼される行政運営を推進します。

また、市民の利便性や将来の負担を踏まえた公共施設の有効活用や機能統合をすすめるとともに、人口減少・少子高齢化に迅速に対応できる行政基盤の強化を図ります。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

開かれた行政運営を推進するため、施策や事業が効率的で効果的な市政に役立っているのかを評価するため、平成21年度から行政評価を実施しています。引き続き、市民にわかりやすい行政運営を行うため、行政評価の結果を公表します。

市民との情報共有については、満足度が高められるよう広報紙やホームページの内容を充実させるほか、SNSなど新しい広報手段を機能させることが求められています。

広聴活動により市民の想いが行政に反映できるよう、市民対話の日や市長への手紙に多くの市民が取り組めるようにするほか、パソコンやスマートフォンにより市民の声を集められる仕組みが必要となっています。

今後とも、市民と行政の間で多くの手段を用いて情報の収集・提供を行うとともに、円滑な行政運営のために職員のさらなる資質の向上を図る必要があります。

### ○対応するSDGs



## ○主要な施策

### 1. 効率的で効果的な行政運営（6-3-1）

持続可能な行政運営を確立するため、優先的、重点的に取り組むべき施策を中心に事業を展開し、効率的で効果的な行政運営をすすめます。そのために施策や事業について行政評価を行うとともに、その結果をわかりやすく公表します。

### 2. わかりやすい行政情報の発信と職員の能力向上（6-3-2）

行政と市民との情報共有及び市民が参加しやすい行政運営のため、広報紙、ホームページのみならず、SNSやコミュニティFMなど様々な媒体を活用し、理解しやすい内容での情報提供に努めるとともに、「市民の想い」を行政に反映させる広聴活動を行います。

また、質の高い行政サービスを提供していくため、市民が充実した生活をおくるためのニーズの把握に努め、「質」を重視した職員の能力向上等を推進します。

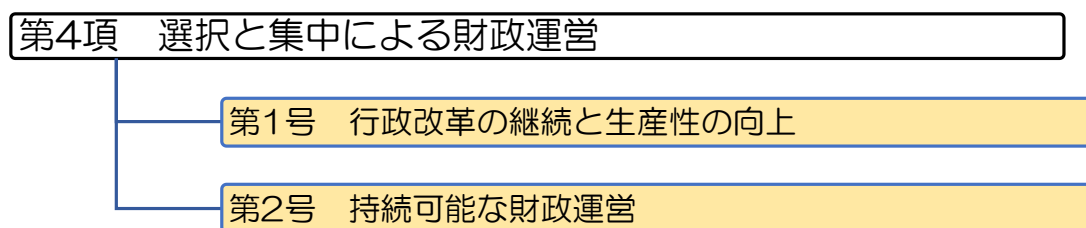
## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
効率的で効果的な行政運営	効率的で効果的な行政運営	37.9% (R1 調査)	75%以上
わかりやすい行政情報の発信と職員の能力向上	情報・行政サービス提供の満足度	54.6% (R1 調査)	75%以上
わかりやすい行政情報の発信と職員の能力向上	出前講座の参加者数	706人/年 (R1 実績)	1,500人/年
わかりやすい行政情報の発信と職員の能力向上	ホームページアクセス数	548,848件/年 (R1 実績)	600,000件/年

## 第4項 選択と集中による財政運営

未来に向けて健全な魚沼市をつくるため、将来的な財政状況をしっかりと把握するとともに方向性を十分に協議し、事業の選択と予算の集中投資による効果的かつ効率的な財政運営をすすめます。

### ○施策の体系図



### ○現状と課題

平成16年に本市が誕生して以来、継続的に行政改革をすすめるなかで組織のスリム化や事務事業の見直しを行うことにより、実質公債費比率や将来負担比率の改善がなされ、財政の健全化が図られるなど一定の成果を収めることができました。

しかし、依然として自主財源の確保に向けては課題が残り、少子化や生産年齢人口の流出による人口減少は、地域経済が縮小することによる経済活動の衰退が懸念され、市税の減収にもつながります。このためにも計画的な財政運営が必要となっています。

また、公共施設の維持管理については、合併前の旧6町村から引き継いだ施設が依然として多く存在しており、これらを維持していくための多額の経費が市の大きな財政負担となっています。このため、施設の集約化や複合化もすすめながら、財政負担の平準化をすすめていく必要があります。

### ○対応するSDGs





## ○主要な施策

### 1. 行政改革の継続と生産性の向上（6-4-1）

公共施設においては、複合的に施設を活用するなど、施設の再編を計画的にすすめ、維持管理経費の節減と将来負担の縮減を図ります。また、庁舎の一元化により業務内容を見直して効率化をすすめるとともに、業務の簡素化により生産性の向上につなげ人員の削減と財政負担の軽減を図ります。

### 2. 持続可能な財政運営（6-4-2）

地域資源を生かした産業の振興や企業誘致・起業支援などにより、地域経済の活性化をすすめ、ふるさと納税や市税など自主財源の確保を図ります。

また、行政評価による事務事業の見直しを常に行うとともに、人口減少問題対策や地域経済の活性化などの重点施策に対して積極的に投資することにより、限られた財源を有効に活用します。

## ○施策の目標指標

施策名	項目	現状値	目標値
行政改革の継続と生産性の向上	行政の組織機構や行政改革についての満足度	36.2% (R1 調査)	75%以上
持続的な財政運営	実質公債費比率	7.1% (R1 実績)	15.0%未満
持続的な財政運営	将来負担比率	34.0% (R1 実績)	150.0%未満



## 第3部 SDGs

### 1 SDGsとは…

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

国においては、2030アジェンダの採択を受けて、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンに掲げ、①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段、の8つを優先課題として取り組んでいます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



## 2 SDGs と後期基本計画との関係


世界に目を向けると、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標（SDGs）」が採択され、国においても、平成 28（2016）年 12 月に「SDGs 実施指針」を策定し、「持続可能で、経済、社会、環境の統合的向上が実現され、誰一人取り残さない社会を目指す」としています。


本市においても SDGs の理念と国の実施指針等を踏まえ、施策と SDGs のゴールとの対応を示し、後期基本計画の分野別施策と連携を図ることで、取組を推進することとします。


## 3 SDGs 推進に向けた市の取組


後期基本計画における各施策・事務事業をすすめるにあたっては、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、関連する施策等を効果的に推進するため、関係部署が相互に連携を図り取り組みをすすめます。


また、市民や企業、団体等の多様なステークホルダー（実施主体）と連携を図ることにより、相乗効果を生み出せる取組を推進し、人口減少、高齢化社会、地域経済の縮小などの地域課題の解決にむけて、持続可能なまちづくりをすすめます。


	<p>【目標1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>ターゲット</p>	<p>貧困状態にある人の割合を半減させる（1.2） 基本的サービスへのアクセス、財産の所有・管理の権利、金融サービスや経済的資源の平等な権利を確保する（1.4）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>生活困窮者の支援 低所得者の除雪費等負担軽減 公共交通・移動手手段の確保</p>


	<p>【目標2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱な農業を実践する（2.4）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>担い手の支援と確保 食のブランド化の取組 耕作放棄地を発生させない取組</p>

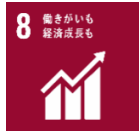
	<p>【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>すべての人が保健医療サービスを受けられるようにする（3.8）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>健康づくりの推進 疾病予防と重症化防止対策の推進 米ねっと加入促進による地域医療・介護連携の強化 高齢者の在宅福祉支援 高齢者の介護予防 認知症の理解啓発・予防・支援 在宅医療と介護の一体的提供 地域に密着した高齢者相談の充実</p>


	<p>【目標4】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす（4.4） 教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする（4.5） 教育を通じて持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする（4.7）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>担い手の支援と確保 男女共同参画の推進 生涯学習の推進 キャリア教育の推進 高齢者の生涯学習・生きがい支援</p>


	<p>【目標5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>ターゲット</p>	<p>女性に対する差別をなくす（5.1） 女性に対する暴力をなくす（5.2） 政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する（5.5）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>男女共同参画の推進 就労・雇用の支援 仕事と家庭の調和に向けた支援 地域コミュニティの活性化に向けた支援</p>


	<p>【目標6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>さまざまな手段により水質を改善する（6.3） 水に関わる生態系を保護・回復する（6.6）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>環境意識の啓発活動 森林・里山の保全</p>


 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>【目標7】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>再生可能エネルギーの割合を増やす (7.2)</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>雪冷熱など地域資源を活かした再生可能エネルギーの普及に向けた支援</p>

 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>高いレベルの経済生産性を達成する (8.2) 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する (8.3) 雇用と働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成する (8.5) 労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする (8.8) 持続可能な観光業を促進する (8.9)</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>担い手の支援と確保 雇用対策の支援 男女共同参画の推進 就労雇用の支援 地域資源を活かした観光の振興</p>


 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>【目標9】 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る</p>
<p>ターゲット</p>	<p>経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する (9.1)</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>道路網の整備 道路機能の維持向上 公共交通の利便性の向上</p>


	<p>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する（10.2）</p>
<p>主な取組</p>	<p>地域コミュニティの活性化に向けた支援</p>


	<p>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する（11.2） 災害による死傷者、被害者数、直接的経済損失を減らす（11.5） 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす（11.6） 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する（11.a） 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する（11.b）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>道路網の整備 道路機能の維持向上 公共交通の利便性の向上 防災・減災対策の推進 ごみの減量化に向けた取組 地域コミュニティの活性化に向けた支援 防災体制の充実</p>


	<p>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>廃棄物の発生を減らす（12.5）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>3R（廃棄物の「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」）の取組 有機資源を原料とした良質な土壌づくり</p>






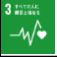













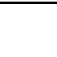
	<p>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>ターゲット</p>	<p>気候変動対策に関する教育、啓発、人的機能及び制度機能を改善する（13.3）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>環境美化運動等による啓発活動の取組 地球温暖化対策に関する啓発活動の取組</p>


















	<p>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を確保し、持続可能な形で利用する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>海洋汚染を防止・削減する（14.1）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>環境意識の啓発活動 ごみの減量化とリサイクルの推進</p>

	<p>【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす（15.2） 生物多様性を含む山地生態系を保全する（15.4）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>森林・里山の保全 多様な生物の共存に配慮した環境保全型農業</p>

	<p>【目標16】 持続可能な開発のため平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>透明性の高い公共機関を発展させる（16.6） 適切な意思決定を確保する（16.7）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>効率的で効果的な行政運営の推進と行政評価の公表 市民対話 広報広聴活動の充実</p>

	<p>【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>ターゲット</p>	<p>効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する（17.17）</p>
<p>魚沼市の 主な取組</p>	<p>「魚沼市まちづくり基本条例」に基づく市民主体のまちづくりを推進</p>

	1 生活基盤									2 環境衛生・自然								
	道路網の整備	道路機能の維持向上	ライフラインの維持向上	公共交通の持続可能な仕組みづくり	情報通信基盤の整備と活用	住環境の整備	自助・共助・公助の仕組みの充実	自助・共助を支える支援体制の強化	防災基盤の強化	豊かな自然と美しい景観の保全	森林と里山の再生	自然環境を活用した地域づくりの推進	森林資源の利活用の推進	環境教育と環境学習の推進	市民協働による環境保全活動の推進	ごみの減量化とリサイクルの推進	地球温暖化対策の推進	公害の抑制と生活環境の保全
	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3
				●														
																		
																		
											●	●		●				
																		
											●				●	●	●	
																	●	
											●	●		●				
	●	●		●														
				●														
	●	●		●		●	●	●	●			●			●		●	●
																●	●	
									●				●	●			●	
													●	●	●	●		
									●	●			●	●				
																		
																		

	3 健康・福祉										4 産業								
	健康づくりの推進	疾病予防と重症化対策の推進	子育て支援	子育て環境の充実	すべての市民が自立できる環境の構築	安心して暮らせる公共空間の整備	暮らしの支援体制の推進	高齢者の社会参加の推進	健康管理システムの充実	医療資源の育成	新たな特産品づくり、ブランド化の推進	新製品開発や新技術の確立に向けた取り組みの支援	力強い農業経営の構築と地域農業の活性化	森林・里山を活用した地域の活性化	競争力強化に向けた商工業者への支援	地域資源を最大限に活かした観光の振興	起業の促進	定住人口確保のため取り組みの強化	戦略的な企業誘致の推進
	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3
			●				●												
	●										●		●						
	●	●	●	●	●		●		●	●									
							●	●				●	●		●	●		●	
					●													●	
													●						
																			
							●	●				●	●		●	●	●	●	
																			
																			
					●	●									●				
													●						
																			
													●						
														●					
																			
																			

	5 教育・文化														6 市民協働・自治体運営										
	誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かす仕組みの充実	生涯学習推進体制の充実	効率的・効果的な施設運営	明るくのびのびとした子育て	乳幼児教育の仕組みづくり	子育て環境の整備	自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進	市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくり	安全・安心な学校施設の整備	芸術・文化活動の促進	地域文化の振興と発信	文化財の保護と活用	誰でも楽しく健康づくりができる活動の推進	スポーツ活動推進のための体制強化	スポーツにおける広域連携の推進	まちづくりへの市民参画の推進	協働体制の充実	支え合う地域づくりの支援	地域づくりの活性化	地域づくりに向けた移住・定住の促進	効率的で効果的な行政運営	わかりやすい行政情報の発信と職員能力向上	行政改革の継続と組織のスリム化	事業の選択と予算の集中による財政運営	
	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	5-3	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	4-1	4-2	
				●									●												
	●	●					●	●	●	●						●									
																●	●		●						
							●									●									
							●									●		●	●						
																		●	●	●					
							●																		
							●																		
							●																		
																							●		
																●	●	●	●		●	●	●	●	●



## 第4部 国土強靱化

### 1 「国土強靱化」とは…

「国土強靱化」とは、自然災害が発生する度に、長時間・長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり分野や産業分野等を含めた総合的な取組として計画的に実施することで、様々な自然災害が発生した場合においても、最悪な事態に陥ることを避けられるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った強靱な地域づくりを「平時から」推進するものです。

### 2 国土強靱化の背景と本市の取組

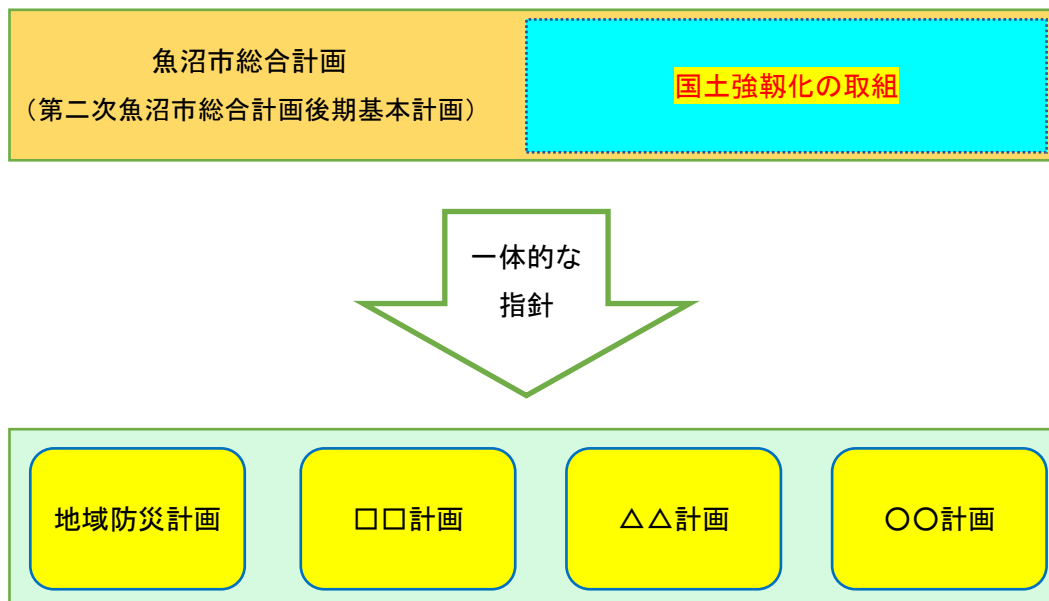
国では、東日本大震災などの教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を制定しました。

基本法の第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本市においても、この基本法に基づき、国の「国土強靱化基本計画」及び「新潟県国土強靱化地域計画」との整合・調和を図りながら、いかなる自然災害が発生しても、停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域社会の構築に向けた強靱化の取組を推進します。

### 3 国土強靱化と後期基本計画との関係

本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となることから、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとした各種計画、各分野別の計画の指針となるものです。



### 4 強靱化を推進する上での基本的な考え方

国の国土強靱化基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画における基本目標を踏まえ、以下の3点を基本目標として、本市の強靱化を推進します。

〈基本目標〉いかなる災害等が発生しても

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市民の生活・地域・経済の機能を停滞させないこと
- ③ 停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築

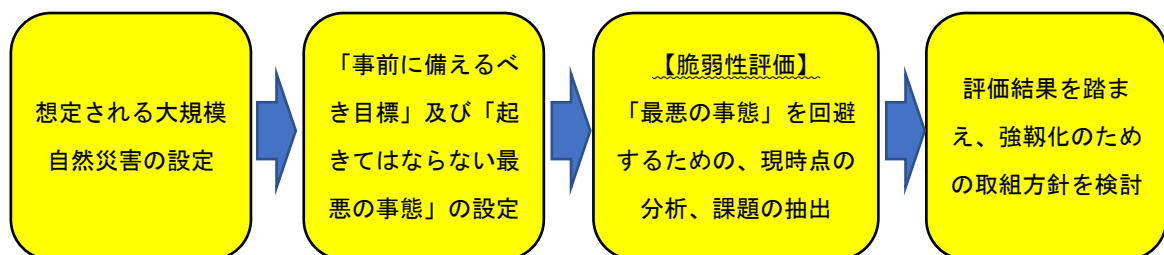


## 5 脆弱性評価

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要です。このため、本市がこれまで経験した地震、水害、豪雪などの大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に災害が発生した場合、致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状のどこに問題があり、どこが弱点となっているかを明らかにするため、担当部局で想定される事前防災のほか、他部署との連携が必要になる内容も含め、防災・減災の脆弱性評価を全庁的に行いました。

## 6 評価の手順

国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」及び「新潟県国土強靱化地域計画」における脆弱性評価を基に、本市の脆弱性評価を実施しました。



## 7 想定される大規模自然災害（リスク）

本市特有の豪雪、梅雨前線等に伴う異常豪雨による地すべり災害、大雨・台風等による洪水災害、フェーン現状による猛暑及び地震などの大規模自然災害を想定しますが、県に準じて、大規模自然災害全般を想定し評価を実施しました。

## 8 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」

「国土強靱化基本計画」及び「新潟県国土強靱化地域計画」を基に、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (22)
I 人命を最大限に保護する	I-1 建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 I-2 豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生 I-3 豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生 I-4 有害鳥獣被害等に伴う死傷者の発生 I-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
II 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	II-1 避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態 II-2 医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺 II-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
III 必要不可欠な行政機能は確保する	III-1 庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
IV 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	IV-1 防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
V 経済活動を機能不全に陥らせない	V-1 農林水産業・商工業の生産力が低下する事態 V-2 風評被害による観光業等への影響 V-3 人口流出・高齢化による労働力の低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態
VI ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	VI-1 電気・石油・ガス等エネルギーの供給停止が長期化する事態 VI-2 上下水道の供給・機能停止が長期化する事態 VI-3 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態 VI-4 重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
VII 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	VII-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 VII-2 有害物質の大規模拡散・流出

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (22)
VIII 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	VIII-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 VIII-2 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 VIII-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 9 脆弱性評価の結果

22 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価を行い、回避に向けた課題を抽出し、「事前に備えるべき目標」ごとに一覧にしました。

評価結果については【別表 1】のとおりです。

## 10 強靱化に向けた施策分野における取組

「9 脆弱性評価の結果」を基に、事態を回避するために本市で取り組む施策を検討しました。

取り組む施策については、魚沼市第二次総合計画の各分野別基本目標と一体的な推進を図るため、次の 6 つの分野を設定します。

なお、次ページに分野ごとの主な施策内容を一覧にしています。

設定する分野(第二次魚沼市総合計画の基本目標)

1. 生活基盤
2. 環境衛生・自然
3. 健康・福祉
4. 産業
5. 教育・文化
6. 市民協働・自治体運営

また、上記の各分野に紐づく 61 の施策と脆弱性評価で設定した 22 の「起きてはならない最悪の事態」の関係を【別表 2】のとおりマトリクス表で整理しました。

※【別表 2】は準備中

施策分野	主な施策内容
1. 生活基盤	道路施設の安全性・防災性の確保 道路施設の冬期除雪体制の連携・強化 住宅等の建築物の防火・耐震・克雪化による機能強化 上下水道の耐震化及び業務継続計画の策定・運用 ガスの安全・供給対策 多様な情報伝達手段の確保 ハザードマップによる危険情報の周知と防災対策 地域コミュニティ（消防団・防災士等）による防災力の強化
2. 環境衛生・自然	森林が持つ国土保全機能の確保 生活ごみ・避難所ごみの廃棄物処理の強化 仮設トイレ・携帯トイレの配置と衛生対策 有害物質の大規模拡散・流出の防止
3. 健康・福祉	医療拠点施設・福祉施設の機能強化 医療救護体制の整備 医療・介護等従事者の確保及び育成 物資の備蓄及び調達に係る関係機関の連携 ボランティア受入と運営計画
4. 産 業	建設業に関わる人材の育成及び確保 農林水産業に関わる人材の育成及び確保 商工業に関わる人材の育成及び確保 農地・農林業・水産業用施設の災害予防対策 地域資源を活用した代替エネルギーの確保 観光客及び通勤・通学者等の安全確保 風評被害対策 事業所のBCP（事業継続計画）策定の支援体制の整備
5. 教育・文化	防災教育の推進 文化財等の保護・保存環境の整備
6. 市民協働・自治体運営	庁舎・消防庁舎の行政施設の機能維持 相互応援協定に基づく応援要請・職員派遣体制の充実 BCP（事業継続計画）策定

## 1 1 国土強靱化地域計画の推進と見直し

### (1) 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野計画を実施することにより、施策の推進を図ります。なお、分野別の具体的な事業計画は別に定めます。

### (2) PDCAサイクルによる施策の推進

強靱化に向け計画の推進にあたっては、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する、PDCA（Plan「計画」⇒ Do「実行」⇒ Check「評価」⇒ Action「改善」）サイクルに基づいて進めていくことで効果的な展開を図ります。

### (3) 推進体制

本計画に掲げる取組の推進方針に基づき、全庁横断的な推進体制のもと計画を推進するとともに、国や県、近隣自治体、地域、各種団体、民間事業者との連携を図ります。

### (4) 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮しつつ、国や県の基本計画や市総合計画との整合を図るため、適宜、見直しを検討する必要があります。

また本計画は、市の強靱化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、地域防災計画をはじめとする、国土強靱化に関する他の計画の見直しに合わせ、必要な検討を行い、整合を図ります。



## 9 脆弱性評価の結果

22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「事前に備えるべき目標」ごとにまとめました。

目標Ⅰ．人命を最大限に保護する	
1	<p>最悪の事態（Ⅰ－１） 建物の倒壊や火災による死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災上重要な建築物、不特定多数が出入りする施設及び一般建築物の耐震化を一層促進する必要がある。</li> <li>○ ガス内管の損傷により火災につながるため、地震に強いガス管の設置及び布設替えが必要である。</li> <li>○ 消防用水利の整備を耐震化と合わせてすすめる必要がある。</li> <li>○ 所有者による適切な管理が行われていない空家が増加し、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災が懸念されることから、適切な対応をすすめる必要がある。</li> <li>○ 火災警報器の適正な設置により火災の早期発見や逃げ遅れによる被害の減少につながることから、市内未設置世帯への普及啓発や適切な維持管理の周知にさらに取り組む必要がある。</li> <li>○ 防火意識の普及促進とともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成を推進する必要がある。</li> </ul>
2	<p>最悪の事態（Ⅰ－２） 豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 局所的な集中豪雨等による水害が頻発しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、計画的な河川改修が必要である。</li> <li>○ ポンプ場等の整備により内水の排水機能の向上を図る必要がある。</li> <li>○ 橋りょう、水門等の河川構造物の耐震補強に努める。</li> <li>○ 土砂災害被害防止のため、急傾斜地などの土砂崩れの防止対策を講じる必要がある。</li> <li>○ 森林がもつ水源涵養機能（洪水緩和・水量調整・水質浄化の機能の総称）をより活用し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐、植林等の森林整備を促進する必要がある。</li> <li>○ 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを活用し、警戒区域内における避難場所や避難経路など、避難体制について周知を強化する必要がある。</li> </ul>
3	<p>最悪の事態（Ⅰ－３） 豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国や県と連携し、効果的な道路除雪を実施するなど、冬季の円滑な交通を確保する必要がある。</li> <li>○ 雪崩防止施設の機能不全や荒廃した森林による雪崩被害を防止するため、施設整備等の対策を行う必要がある。</li> <li>○ 大雪による住宅の倒壊の危険性があることから、危険空き家住宅等の取り壊しをすすめる必要がある。</li> <li>○ 防護柵整備や融雪設備等の修繕を推進する必要がある。</li> </ul>

4	最悪の事態（Ⅰ－４） 有害鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	○ 有害鳥獣による人的被害を防止するため、市民への情報伝達、見回り・捕獲体制の整備を図る必要がある。
5	最悪の事態（Ⅰ－５） 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	○ 大規模停電により避難情報等の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、収集・伝達において複数の手段を確保する必要がある。 ○ 各種防災訓練のほか、自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域における自主防災組織活動の充実を図る必要がある。

## Ⅱ．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

6	最悪の事態（Ⅱ－１） 避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	○ 未耐震化、釣り天井となっている避難所は、防災機能強化のため、施設設備の改修が必要である。また、自家発電機の設置など、最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。 ○ 洪水、土砂災害など災害種別により、避難が適さない避難所があるため、市民に周知する必要がある。 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知をしていくほか、避難所へのスムーズな受け入れや避難所での快適な生活環境の確保が可能となるように取り組む必要がある。また、要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのための「避難所開設・運営マニュアル」を策定する必要がある。 ○ 避難所における市民の精神的健康状態を把握するとともに、災害時において発生するストレス関連障害に対して、保健所等と連携し、こころのケアに関する支援体制づくりに取り組む必要がある。 ○ 救援部隊など、関係機関による支援及び応援を円滑に受入できるよう、受援体制の構築をしておく必要がある。
7	最悪の事態（Ⅱ－２） 医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	○ 医療・介護従事者等の人員不足が生じるなど、医療・介護施設の機能停止を避けるため、緊急時の体制を視野に入れた平常時からの人員確保が必要である。 ○ 大規模災害発生時にも医療提供を継続する必要があるため、エネルギー供給の途絶を回避を講じる必要がある。
8	最悪の事態（Ⅱ－３） 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	○ 平時から定期予防接種を促進させる必要がある。また、衛生水準の低下による感染症予防及びまん延を防ぐための衛生教育ができる人材を育て、避難所等における感染症のまん延防止対策等をすすめる必要がある。 ○ 家畜伝染病が発生した場合、迅速かつ的確な防疫措置を講じる必要がある。 ○ 被災時は、衛生用品の入手が困難になることから、備蓄品の充実を図る必要がある。 ○ 感染症、新型病原体等の流行による罹患者数の増加は、医療機関等への受け入れが困難となるため、受入体制の強化が必要である。



### Ⅲ. 必要不可欠な行政機能は確保する

9	最悪の事態（Ⅲ－１） 庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害時に行政機能が被災しても対応拠点施設として機能不全にならないよう、平時から、業務継続のための資源の確保及び、非常時においても優先される業務を継続できる体制を構築するため、市業務継続計画（BCP）を策定しておく必要がある。</li><li>○ 停電時のための非常用発電装置等を整備し、停電時での行政機能を確保する必要がある。</li></ul>

### Ⅳ. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

10	最悪の事態（Ⅳ－１） 防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大規模停電等により避難情報の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、国や県などの関係機関との迅速かつ確実な情報伝達体制を強化するとともに、エリアメールやホームページ、SNS、コミュニティFMなど、複数の情報伝達手段を確保し、市民に迅速な情報提供を図る必要がある。</li></ul>

### Ⅴ. 経済活動を機能不全に陥らせない

11	最悪の事態（Ⅴ－１） 農林水産業・商工業の生産力が低下する事態
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市内全体の産業能力を向上することにより、災害時での停滞を招かないように、産業の基盤整備をしていく必要がある。</li><li>○ 産業の根幹となる労働力を確保するための就業や起業への支援など、災害時の経済サイクル維持に向けた対策をすすめる必要がある。</li><li>○ 市内企業へBCP（事業継続計画）策定を必要性について普及、啓発をすすめるとともに、策定の推進をしていく必要がある。 ※BCP（Business continuity plan）＝災害等の危機的状況下に置かれた場合においても、重要な業務を継続できる方策を平常時から用意しておく事業継続計画。</li><li>○ 農業協同組合等、市内民間事業者と連携し、生産施設や集荷施設の耐震化を推進する必要がある。</li><li>○ 平時からの農林業用施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検マニュアル等の作成を行う必要がある。</li><li>○ 樋門、樋管、地すべり防止施設等の農林業用施設における雨量、水位、水質等の情報を迅速に集約する手法の整備が必要である。</li></ul>
12	最悪の事態（Ⅴ－２） 風評被害による観光業等への影響
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市観光協会及び民間事業者と連携を、平時から本市へ来訪するリピーターを確保するとともに、復旧後の来訪を促すためのお得なキャンペーン等の情報を迅速に届けられる仕組みの構築が必要である。</li></ul>

13	<p>最悪の事態（V-3） 人口流出・高齢化による労働力の低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>○ 災害対応に不可欠な建設関係団体等との連携を強化していくとともに、災害時において多くの被災者に支援を行うためには、災害ボランティアの協力が必要不可欠ことから、魚沼市社会福祉協議会と協力し、迅速な災害ボランティアの受け入れ体制の構築をすすめる必要がある。</p>

**VI. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

14	<p>最悪の事態（VI-1） 電気・石油・ガス等エネルギーの供給停止が長期化する事態</p>
	<p>○ 各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要がある。 ○ 電気においては、災害発生時に優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所への電力復旧を優先して行う等、協力体制の構築が必要がある。 ○ 市はガス事業者として、ガス供給設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制の構築をすすめる必要がある。 ○ 都市ガス供給停止区域の医療機関、指定避難所、公共施設へのLPガス等を緊急的に供給できる体制を整備する必要がある。</p>
15	<p>最悪の事態（VI-2） 上下水道の供給・機能停止が長期化する事態</p>
	<p>○ 施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進をすすめる必要がある。 ○ 指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては、優先的に耐震性の強化を図る必要がある。 ○ 被災住民に必要な飲料水等を供給するため、給水機能の早期回復を図る必要がある。 ○ 停電による取水・浄水場の機能停止により、水道が供給停止となるため、電源を確保する必要がある。 ○ 下水処理場では汚水処理が不能となるほか、ポンプ場及び、マンホールポンプ停止に伴い各地での漏出が懸念されされるため、対応体制を構築しておく必要がある。 ○ 下水処理場、ポンプ場及び管渠等が被災すると汚水処理が不能になり衛生環境の悪化が懸念されるため、二次被害を防止する必要がある。 ○ 関係部署や外部委託業者との連携をすすめるとともに、災害時における業務継続計画（BCP）を策定し、計画の実行性を高める必要がある。 ○ 下水道が使用可能となるまでの間に必要とされる、携帯トイレの備蓄をすすめる必要がある。</p>
16	<p>最悪の事態（VI-3） 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態</p>
	<p>○ 物資確保のため、民間事業者等との協定締結により、食料品を始めとした物資調達の供給体制の整備をすすめる必要がある。 ○ 流通が機能しないことにより、食料や日用品等の物資が供給されないことが見込まれるため、備蓄拠点の整備をすすめる必要がある。備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、各地域に拠点を設ける必要がある。 ○ 食料の供給にあたっては、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等の食事に特別な配慮を要する者に対応する食糧の備蓄についても、災害時に速やかに提供できる体制を整備する必要がある。 ○ 家庭での備えとして、特に高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等に対応できるように、家庭内備蓄の普及啓発を図る必要がある。また、事業所、社会福祉施設、病院等においても、災害備蓄の重要性について普及啓発を図る必要がある。</p>

17	<p>最悪の事態（Ⅵ－４） 重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時に幹線道路の分断による避難や救急活動に支障を生じさせないため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備及び道路機能の維持向上や、複数の道路ネットワークについて整備、迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制の整備をすすめる必要がある。</li> <li>○ 災害時の輸送、広域支援などで重要となる幹線道路について、国や県と連携して整備をすすめる必要がある。</li> <li>○ 降雪期は、避難路、輸送路等、重要な役割を果たすため、交通ネットワークにおける緊急輸送道路の整理が必要である。</li> </ul>

<p><b>Ⅶ. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b></p>	
18	<p>最悪の事態（Ⅶ－１） ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作製により適切な情報提供をするとともに、放流用の水路の整備をすすめ、計画的な施設整備をすすめる必要がある。</li> <li>○ 農業水利施設において、大規模地震や豪雨などの災害による人家や公共施設等への被害を防ぐとともに、住民の防災意識の向上を図る必要がある。</li> <li>○ 天然ダム（河道閉塞）等が発生した場合、適切な避難指示と情報伝達を行う必要がある。</li> <li>○ 降雪期は、雪崩等による災害も想定されることから、避難対策を整理しておく必要がある。</li> <li>○ 治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化する必要がある。</li> <li>○ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業の多面的機能の確保は重要であることから、中山間地域等における農業生産活動や農地保全、農業用施設の維持保全を支援する必要がある。</li> <li>○ 土砂災害、洪水、雪崩等の防止及び緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づき、計画的な整備を推進する必要がある。</li> </ul>
19	<p>最悪の事態（Ⅶ－２） 有害物質の大規模拡散・流出</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震や河川の氾濫など、有害物質の排出・流出等による汚染被害や市民の健康被害を最小限に抑制する必要がある。</li> <li>○ 危険物（火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物資・放射性物資）等の取扱いについて安全策を講じるとともに、取扱い事業所に対し、法令遵守、管理体制の確立等の指導を行い、拡散・流出の未然防止を図る必要がある。</li> </ul>

## VIII. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

20	最悪の事態（VIII-1） 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平時より広報、防災訓練等を通じて、災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知を行う必要がある。</li><li>○ 災害廃棄物の処理を迅速に行えるよう、近隣自治体及び民間事業者と災害時協定等による連携体制を構築し、ごみ発生量の把握、処理計画の策定、協力体制の確保に努める必要がある。</li><li>○ 災害発生時には廃棄物の処理能力を超える災害廃棄物の大量発生による廃棄物の収集及び処理の停滞に伴う悪臭や有害物質の流出等の周辺環境の悪化を防ぐ対策が必要である。</li><li>○ 住宅・建物の耐震化をすすめ、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する必要がある。</li><li>○ 降雪期は、除雪等の障害や冬期交通確保を考慮し、仮置き場等の検討が必要である。</li><li>○ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。</li></ul>
21	最悪の事態（VIII-2） 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
22	最悪の事態（VIII-3） 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態